

SBI 損保の自動車保険

(個人総合自動車保険)

普通保険約款・特約

2010年1月

このたびは、弊社SBI損保の自動車保険をご契約いただき、誠にありがとうございました。

この小冊子には、ご契約上の大切なことがらが記載されております。ご一読のうえ、大切に保管してご利用ください。

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のお引き立てをお願い申し上げます。

ご契約内容の変更について

次のような場合は直ちに

SBI損保サポートデスクへご連絡ください。

- ご契約のお車を変更する場合
- お車を譲渡する場合
- ご契約のお車の使用目的を変更する場合
- 用途・車種または登録番号(車両番号)などを変更する場合
- 競技、曲技もしくは試験のために使用する場合、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用する場合
- 危険物を積載する場合、または危険物を積載した被けん引自動車をけん引する場合
- 車両の改造、高額な付属品の装着等により、車両価額が著しく増加する場合
- 他の保険契約・共済契約を締結する場合
- 記名被保険者が変更になった場合
- 年齢条件や運転者の範囲を変更する場合
- ご住所を変更する場合
- 事故が発生した場合
- 上記のほか、契約内容またはご申告いただいた事項に重要な変更を生じさせるような事実が発生し、かつ、危険が著しく増加する場合

■ ご契約に関するご質問・ご連絡等は、SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。

新規のご契約 **0800-8888-581** 受付時間
AM 9:00 ~ PM 9:00
土・日曜日、祝日も受付
12/31 ~ 1/3を除きます。

異動・解約等変更手続き **0800-8888-831**

継続に関するお手続き **0800-8888-832**
※SBI損保サポートデスクの運営は、弊社の募集代理店であるあいおい損保CSデスク(株)が行っております。

もしも事故にあったら!!

1. **まずはケガ人を救護し、道路の安全を確保してください。**
おケガをされた方がいる場合は、その方の救護が最優先です。その後さらなる事故の発生を防止するため、お車を安全な場所に移動してください。
2. **警察への届出をしてください。**
おケガのある無しにかかわらず、必ず警察に届出をしてください。
3. **相手方や被害物の確認をお願いします。**
相手方のある事故の場合は、相手方のお名前、ご連絡先、お車の登録番号、車種などについてご確認ください。
4. **SBI損保へご連絡ください。**
SBI損保安心ホットラインへご連絡ください。弊社Webサイトからオンライン事故報告もできます。なお、ご連絡が遅れますと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
■事故のご連絡または「SBI損保安心ロードサービス」の受付は、SBI損保安心ホットラインにてうけたまわります。

0800-2222-581 受付時間
24時間 365日
携帯・PHSからもご利用になれます。

※IPフォン等をご利用でフリーコールにつながらない場合は050-3786-0581(有料)へおかけください。
※SBI損保安心ロードサービスは、弊社の提携会社である㈱安心ダイヤルが提供します。

事故にあった際のご注意点

1. **示談交渉をなされる前に**
対人・対物賠償事故の示談交渉はお客さまに代わって弊社の専任スタッフが行いますが、お客さまご自身が示談交渉をなされる場合は、必ず事前に弊社の承諾を得てください。弊社の承諾が無い示談については、保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
2. **事故車両を修理される前に**
車両事故・対物賠償事故のお車の修理については弊社の事前の損害確認が必要となります。修理を始める前に必ず弊社にご連絡ください。
3. **損害額をお立替になる前に**
お客さまが被害者から治療費などの請求を受けた場合には、必ずご連絡ください。お客さまが賠償金をお立替になる場合は、必ず領収書をお受け取りください。事前の連絡がなくお立替になった場合は、保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
4. **事故車両を廃車・入替される前に**
代わりのお車をご購入されない場合は、任意解約のお手続きが必要となります。また、代わりのお車をご購入される場合は、車両入替のお手続きが必要となります。これらの場合、解約または入替の日は原則として弊社にご連絡いただいた日以降の日となりますのでご注意ください。

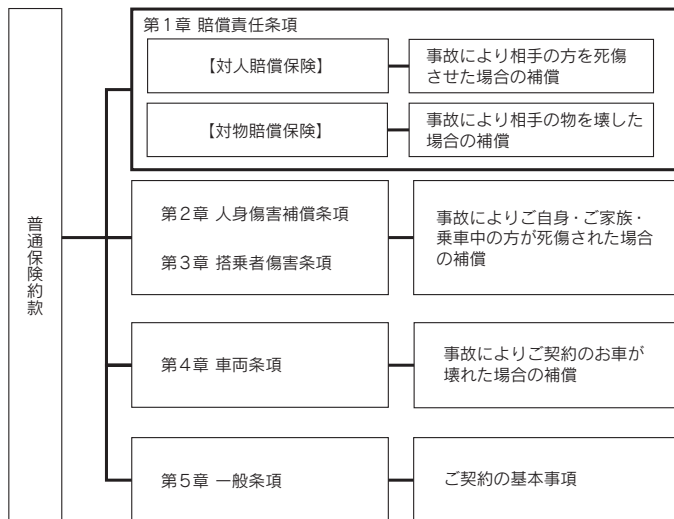
I. 個人総合自動車保険普通保険約款	2	16 形成手術費用担保特約	21
第1章 賠償責任条項	2	17 育英費用保険金担保特約	21
第2章 人身傷害補償条項	4	18 臨時代替自動車担保特約	21
第3章 搭乗者傷害条項	5	19 他車運転危険担保特約	22
第4章 車両条項	6	20 通信販売に関する特約	22
第5章 一般条項	7	21 運転免許取得者に対する「賠償損害」自動担保特約	22
<別紙>人身傷害補償条項損害額基準	11	22 被保険自動車の入替における自動担保特約	23
II. 特約	15	23 継続契約の取扱いに関する特約	23
1 家族運転者等の年齢条件に関する特約	16	24 自動車相互間衝突危険「車両損害」担保特約 (相手自動車確認条件付)	23
2 同居の子供追加担保特約	16	25 車両危険限定担保特約(A)	23
3 運転者家族限定特約	16	26 車両損害のいたずら担保特約	23
4 運転者本人・配偶者限定特約	16	27 車両保険の免責金額に関する特約	23
5 運転者本人限定特約	16	28 車両保険の適用範囲に関する特約	23
6 クレジットカードによる保険料支払に関する特約	16	29 車両損害に関する代車費用担保特約 (レンタカー費用実損払)	24
7 対歩行者等事故傷害補償保険特約	16	30 故障損害等に関する代車費用担保特約	24
8 対物差額修理費用担保特約	17	31 被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約	24
9 人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ担保特約	18	32 車両盗難再発防止費用担保特約	25
10 人身傷害の交通事故危険担保特約	18	33 全損時諸費用保険金特約	25
11 人身傷害の入院時追加保険金特約	18	34 弁護士費用等担保特約	25
12 無保険車傷害危険担保特約	18	35 事故・故障損害等に関する付随費用担保特約	26
13 自損事故危険担保特約	19	36 ファミリーバイク特約(人身傷害あり)	27
14 搭乗者傷害保険の顔面傷害倍額支払特約	20	37 ファミリーバイク特約(人身傷害なし)	28
15 自宅・車庫等修理費用担保特約	20	38 アウトドア動産一式担保特約	28
		39 保険証券の発行に関する特約	29

I. 個人総合自動車保険普通保険約款

ご契約に適用される保険約款と用語のご説明

- ご契約の内容は、保険約款に記載されています。弊社は、保険約款にしたがって保険金をお支払します。
なお、保険約款は、普通保険約款および特約条項から構成されています。普通保険約款の記載事項と特約条項の記載事項が重なっている場合には、特約条項の内容が優先して適用されます。
- ご契約は、普通保険約款として、事故態様別に第1章から第4章に区分して掲げる各補償条項のうち、保険証券に記載されたご契約の対象である補償条項とこれらの補償条項に共通して適用される第5章一般条項が適用されます。弊社は、保険の申し込みをしようとする方と契約が締結された場合にかぎり、保険責任を有します。

(1) ご契約に適用される普通保険約款は、下表のように構成されています。



(2) 第1章から第4章までに掲げる各補償条項には、次の事項を記載しております。

- 弊社が保険金をお支払する場合
- 弊社が保険金をお支払できない場合
- その他各補償条項に固有な事項

(3) 第5章の一般条項には、ご契約の基本事項として、次の事項を記載しております。

- 補償される期間と地域
- ご契約時に告知いただく事項
- ご契約後に通知いただく事項
- ご契約のお車の譲渡および入替
- ご契約のお車の管理および調査
- ご契約の無効、解除
- 保険料の精算等
- 事故が起こった場合に行っていただく事項
- 保険金のご請求時に行っていただく事項
- 補償が重複する契約がある場合の取扱い
- 保険金のお支払い
- その他各補償条項に共通な事項

3. 保険約款全般にかかる用語のご説明

用語	ご説明
普通保険約款	ご契約について、原則的な事項を定めたものです。
特約条項 (特約)	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。普通保険約款の記載事項と特約条項の記載事項が重なっている場合には、特約条項の内容が優先して適用されます。
保険契約者 (契約者)	保険証券の「保険契約者欄」に記載されているご契約の当事者 (保険料をお支払いいただく方) で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持てる方をいいます。
記名被保険者	ご契約に対人賠償条項または対物賠償条項が適用されている場合、契約者の指定に基づき保険証券の「記名被保険者欄」に記載されている方をいいます。 (注) 契約者の指定がなかった場合には、契約者ご自身を指定されたものとします。指定にあたっては、ご契約のお車を主として使用または管理される方1人を指定いただきます。
被保険者	事故発生のときに、保険金の支払いを受ける権利を持つ方をいいます。具体的な被保険者の範囲は、各補償条項および特約ごとの定めであります。
被保険自動車	ご契約のお車のことをいいます。契約者の指定に基づき保険証券の「被保険自動車欄」に登録番号、車両番号、標識番号、車両番号等により記載されている自動車をいいます。
配偶者	この保険にいう配偶者には内縁を含みます。内縁の夫または妻とは、法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻をいいます。
同居の親族	同一の家庭に居住する6親等以内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。なお、ここにいいう同居とは、同一の家庭に居住していることをいいます。同一生計や扶養関係は問いません。 (注) 同一家庭には、同一敷地内の当該家庭に付属する離れ、勉強部屋等の別棟建物であって、独立した生活用設備を持たないものを含みます。マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず「同居」とはしません。
未婚	婚姻歴がないことをいいます。
保険期間	ご契約いただいた保険で弊社が補償する期間をいいます。
告知義務	ご契約時に、保険契約上の重要な事項を正しく弊社にお申し出いただくことができない契約者・被保険者の義務をいいます。
通知義務	ご契約後や保険期間の中途にご契約内容に変更が生じた場合、その事実・変更内容を書面で弊社にお伝えいただき、その承認を受けなければならない契約者・被保険者の義務をいいます。
無効	ご契約内容のすべての効力を、保険期間の初日にさかのぼって失うことをいいます。
解除	契約者または弊社からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
急激かつ偶然による傷害	「急激かつ偶然な外来の事故による傷害」とは、突発的な予知されない出来事による傷害をいい、疾病は除外されます。ご契約のお車が他の自動車や電柱に衝突した場合、崖から転落した場合等の通常の自動車事故による傷害はこれにありません。
法令により定められた運転資格を持たない場合	たとえば、次のいずれかに該当する方が自動車運転されている状態をいいます。 (1) 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない方 (2) 運転免許効力の一時停止処分を受けている方 (3) 運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 (注) 免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない場合には該当しません。
市場販売価格相当額	ご契約のお車と同一車種・車名・型式・仕様・年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店等が顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録等にもなる費用等は市場販売価格には含まれません。ただし、消費税は市場販売価格に含まれます。
正当な権利により被保険自動車を使用したものは	記名被保険者、その配偶者および同居の親族等の方や記名被保険者の承諾を得て自動車を運転される方をいいます。

第1章 賠償責任条項

【概要】

以下は、賠償責任条項の対人賠償および対物賠償の概要を記載したものです。詳細な保険契約の内容については、賠償責任条項第1条 (当会社の支払責任) 以降をご参照願います。

- 対人賠償保険
お客さまが、自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担された場合、自賠責保険で支払われる金額を超過した部分に対して保険金をお支払いたします。また、対人事故により、被害者が死亡した場合、被害者1名につき15万円を、被害者が3日以上入院した場合、被害者1名につき3万円をお支払いたします。
- 対物賠償保険
お客さまが、自動車事故により他人の財物 (自動車、家屋等) に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いたします。

第1条 (当会社の支払責任—対人賠償)

① 当会社は、保険証券記載の自動車 (以下「被保険自動車」といいます。) の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること (以下「対人事故」といいます。) により、第3条 (被保険者—対人・対物賠償共通) に定める被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および一般条項に従い、保険金を支払います。

② 当会社は、1回の対人事故による前項の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額 (被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。) を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第2条 (当会社の支払責任—対物賠償)

当会社は、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること (以下「対物事故」といいます。) により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および一般条項に従い、保険金を支払います。

第3条 (被保険者—対人・対物賠償共通)

① この賠償責任条項において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
(1) 保険証券記載の被保険者 (被保険自動車を主として使用する者) とします。以下「記名被保険者」といいます。

第4章 車両条項

- 前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により同項の座席ベルト装着者特別保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
- 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき第1項の座席ベルト装着者特別保険金の額は、保険金額の30％に相当する額とします。ただし、300万円を限度とします。

第8条（後遺障害保険金）

- 当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表Ⅰに掲げる後遺障害が生じた場合は、保険金額に同表の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- 別表Ⅰの各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、別表Ⅰにおいて重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。ただし、別表Ⅰの2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた次の各号に該当する場合（別表Ⅰの1に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。）は、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
(1) 別表Ⅰの2の第1級から第3級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級以上の等級に対する保険金支払割合
(2) 前号以外の場合で、別表Ⅰの2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級以上の等級に対する保険金支払割合
(3) 前2号以外の場合で、別表Ⅰの2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級以上の等級に対する保険金支払割合
ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- すでに後遺障害に該当する被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を受けたこととして、同一部位について後遺障害の程度を加えた場合は、保険金額に、別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合からして得た後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いた額を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定し、後遺障害保険金を支払います。

第9条（重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金）

- 当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表Ⅰに掲げる後遺障害が生じた場合は、別表Ⅰの2に掲げる後遺障害に該当する保険金額に乗じた額を支払わねばならない後遺障害または別表Ⅰの2の第3級（Ⅷ）もしくは（ニ）に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする限りある場合は、保険金額の10％に相当する額を重度後遺障害特別保険金として被保険者に支払います。ただし、100万円を限度とします。
- 当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に前項に定める後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする認められる場合は、保険金額に別表Ⅰの1または別表Ⅰの2の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合を乗じた額の50％に相当する額を重度後遺障害介護費用保険金として被保険者に支払います。ただし、50万円を限度とします。
- 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定し、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

第10条（チャイルドシート 重度後遺障害追加保険金）

- 当社は、被保険者がチャイルドシートを用いさせていた状態で、被保険者が道路において第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表Ⅰの1もしくは別表Ⅰの2の第2級もしくは第2級以下に掲げる保険金支払割合を乗じた額を支払わねばならない後遺障害または別表Ⅰの2の第3級（Ⅷ）もしくは（ニ）に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする認められる場合は、保険金額の30％に相当する額をチャイルドシート 重度後遺障害追加保険金として被保険者に支払います。ただし、300万円を限度とします。
- 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定し、チャイルドシート 重度後遺障害追加保険金を支払います。

第11条（医療保険金）

- 当社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害（被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを要するに足らざる身体的他覚所見のないものを除きます。以下同様とします。）を被り、その直接の結果として、生活機能または経済能力的減退または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、次の各号に定める金額を医療保険金として被保険者に支払います。
(1) 医師の治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が5日以上（5日目の入院または通院の日が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。）となった場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ、別表Ⅱに定める金額
(2) 医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、前号に定める治療日数の合計が5日未満であった場合は、前号にかかわらず、1回の事故につき1,000万円。ただし、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内かつ前項の入院または病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が5日以上（5日目の入院または通院の日が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。）となった場合は、前号と同様とします。
- 前項の「治療日数」とは、医師の診察を受けた日（第6条第4項の規定による医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がなされた場合とあって、当該処置が同附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医師の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がなされない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医師の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときは、当該処置日数を含みます。
- 第1項第1号の場合において、別表Ⅰの各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。
- 第1項第1号の場合において、同一部位より被った傷害の部位および症状が、別表Ⅱの複数の項目に該当する場合は、当社はそれぞれその項目より支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、当社がすでに低い金額で医療保険金を支払った場合においては、当社は、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、すでに支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。
- 被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、第1項および第2項に定める治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合には、当社は、それぞれその傷害についてその傷害がないものとして算出した支払うべき保険金の額のうち、高い内額を医療保険金として支払います。ただし、第1項第2号による医療保険金を支払った場合は、それぞれの傷害について支払います。

第12条（支払保険金の割合）

当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対してすでに存在した後遺障害保険金があるときは、保険金額からすでに支払った後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

第13条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- 被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被ったこととすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となつた事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかつた事故に相当する金額を決定してこれを支払います。
ただし、合理的理由が認められ、被保険者が治療を怠り、または保険契約を締結したときから治療を怠つたこととなつたため第1条（当会社の支払責任）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法を適用します。

第14条（当会社の責任限度額等）

- 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第6条（死亡保険金）、第9条（後遺障害保険金）、第12条（支払保険金の割合）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- 当社は、前項に定める死亡保険金および後遺障害保険金と次の各号に定める保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、座席ベルト装着者特別保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金およびチャイルドシート 重度後遺障害追加保険金を支払います。
(1) 第7条（座席ベルト装着者特別保険金）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による座席ベルト装着者特別保険金
(2) 第9条（重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金
(3) 第10条（チャイルドシート 重度後遺障害追加保険金）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定によるチャイルドシート 重度後遺障害追加保険金
- 当社は、前2項に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第11条（医療保険金）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による医療保険金を支払います。

第15条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

【概要】

以下は、車両条項の概要を記載したものです。詳細な保険契約の内容については、車両条項第1条（当会社の支払責任）以降をご参照願います。

● 車両条項

- 契約のお方が備償った利益にあつた場合に保険金をお支払いします。なお、車両保険には、次の2つの種類（ご契約方法）があります。

車両保険の種類	火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮等による損害、いたずら（注2）による損害	他の自動車との衝突・接触による損害	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触および転覆・墜落による損害
車両条項の補償範囲（一般車両）	◎（補償します）	◎（補償します）	◎（補償します）
車対車十限定A特約付車両保険（注1）の補償範囲	◎（補償します）	○（補償しません） ただし、相手自動車が確認できた場合に限りです。	×（補償しません）

(注1) 「車対車十限定A特約付車両保険」とは、車両条項に「自動車相互衝突間突危険[車両損害]担保特約(相手自動車確認条件付)」,「車両高危険定担保特約(A)」および「車両損害のいたずら担保特約」を付した場をいいます。
(注2) いたずらとは他人為的加害行為をい、ご契約のおと他の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

第1条（当会社の支払責任）

- 当社は、衝突、衝突、墜落、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然的な事故によつて保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）に生じた損害および被保険自動車の盗難による損害（以下これららの損害を総称して、「損害」といいます。）に対して、この車両条項および一般条項に従い、次条に定める被保険者に保険金（損害保険金および費用をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- 前項の被保険自動車には、付属品を含みます。

第2条（被保険者）

この車両条項において被保険者は、被保険自動車の所有者をいいます。

第3条（協定保価額）

当会社と保険契約または被保険者は、保険契約締結の際における被保険自動車と同一の用途・車種・車・型式・仕様・年式の自動車の市場販売価格相当額を被保険自動車の価額として協定し、その価額（以下「協定保価額」といいます。）を保険金額として定めるものとします。

第4条（用語の定義）

この車両条項において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 付属品

被保険自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ、接着剤、固定された状態であり、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）または装着（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として取り付けられていた状態をいいます。以下この項において、同様とします。）されたいかなる物および法律、命令、規則、条例等（以下「法令等」といいます。）に従い、被保険自動車に備付けられている物を含みます。ただし、次に規定するものを除きます。

(イ) 燃料、ボデーカラーおよび洗車用品

(ロ) 法令等により、自動車に定着または装着することを禁止されている物

(ハ) 通常装着とみなされる物

(ニ) 市場販売価格相当額

当会社が別に定める標準的な市場取引価格が表記されている「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格または当会社が別に定める方法にしたがってその他の客観的な資料により算出された価格をいいます。

(3) 保険金額

被保険者が記載の保険金額をいいます。

(4) 回収金

被保険者が自己負担した金額で、被保険者のためにすでに回収されたものをいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その1—）

当会社が、次の各号のいずれかに該当する事由によつて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 次のいずれかに該当する者の故意

(イ) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
(ロ) 所有権留保実行売買取引に基づき被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

(2) 上記（イ）および（ロ）に定める者の法定代理人

(ハ) 上記（イ）および（ロ）に定める者の業務に従事する者

(ホ) 上記（イ）および（ロ）に定める者の父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した暴動（群衆または多数の者の連同した行動による）、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 稼働物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によつて汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、発毒性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号1に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 第2号から前号までの事由に關係して生じた事故またはこれらとちなる汚染の混生に必要が生じた事故

(7) 差押え、取留、没収、破壊など国家または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要なら置して行われた場合は、保険金を支払います。

(8) 詐欺または横領

第6条（保険金を支払わない場合—その2—）

当会社が、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 当会社、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。）

(3) 被保険自動車から取りはなされた車上りない部品品または付属品に生じた損害

(4) 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものによる生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合は、火災によつて損害が生じた場合は、保険金を支払います。

(5) タイプ（盗難）を含みます。）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合はまたは火災もしくは盗難によつて損害が生じた場合は、保険金を支払います。

(6) 年次別および月次別に行つた部品および付属品に生じた損害

第7条（保険金を支払わない場合—その3—）

当会社が、次の各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、かん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法第65条第1項に定める酒気帯り運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 自動車業者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

(2) 所有権留保実行売買取引に基づき被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

(3) 前2号に定める者の法定代理人

(4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事する者

(5) 第1号および第2号に定める者の父母、配偶者または子

第8条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) 被保険自動車の損傷を修理することできない場合は、協定保価額

(2) 前号以外の場合は、次の（イ）から（ロ）の額を差し引いた額

- (イ) 次条（修理費）に定める修理費
(ロ) 修理にもなつて生じた残存物がある場合は、その価額

第9条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えたと認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条（支払保険金の計算）

- ① 1回の事故に生じた当会社の支払う損害保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。
(1) 全損の場合は、協定保価額。なお、本条において全損とは、被保険自動車を修理することができない場合、または前条（修理費）の修理費が協定保価額以上となる場合をいいます。
(2) 前号以外の場合は、第8条（損害額の決定）第2項の損害額から保険証券記載の免責金額（当会社が支払責任を負う事項の発生時の時限によって定めます。）を差し引いた額
(3) 損害額および免責に定める費用のうち回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（損害額および次条各号の費用のうち実際に発生した額の合計額から前項に定める損害保価額および次条に定める費用の合計額を差し引いた額をいいます。）を超えるときは、当会社は前項に定める損害保価額と次条に定める費用の合計額からその差額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（費用）

① 保険契約者または被保険者が次の費用（収入の喪失を含みます。）以下同様とします。）を支払った場合は、当会社は、各号の費用の合計額を被保険者に支払います。
(1) 一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用

- (2) 一般条項第14条第6目に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
(3) 当会社が保険金を支払った損害により被保険自動車から移動することができない場合に、これを損害発生地の地でもらう修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、および、これらの場所まで運搬するために必要な搬入搬出の費用合計額。ただし、1回の事故につき、10万円または、協定保価額の10%のいずれか高い方を限度とします。
(4) 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用のうち、前号に定める費用以外の費用。ただし、1回の事故につき、10万円または協定保価額の10%のいずれか高い方を限度とします。
(5) 船舶につぎ、10万円または協定保価額の10%のいずれか高い方を限度とする。

(6) 船舶につぎ運送されている間に生じた共同海損に付する被保険自動車の分担額
(7) 当会社は、前項の規定によつて支払うべき費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合または前項の規定によつて支払うべき費用と前条の損害保険金の合計額を超える場合であっても、前項の費用を支払います。

第12条（現物の支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもつて保険金の支払に代えることができます。

第13条（被奪物についての当会社の権利）

① 当会社が全損として損害保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有するすべての権利を取得します。

② 被保険自動車の一部が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、保険金の損害額に対する割合によつて被保険者が盗難にあった物について有する権利を取得します。

③ 前2項の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が有する権利は当会社に移りません。

第14条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によつて生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、すでに受け取った保険金を当会社に払い戻し、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第5章 一般条項

【概要】

以下は、一般条項の概要を記載したものです。詳細な保険契約の内容については、一般条項第1条（保険責任の始期および終期）以降をご参照願います。

<p>● 一般条項</p> <p>① 当会社には、ご契約の基本事項として、次の事項を記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 補償される期間と地域 (第1条、第2条)(2) ご契約時に告知いただく事項 (第3条)(3) ご契約後に告知いただく事項 (第4条)(4) 契約のお車の誤謬および入替 (第5条、第6条)(5) ご契約のお車の管理および調査 (第7条、第8条)(6) 契約の無効、解除 (第9条、第10条)(7) 保険料の精算等 (第11条～第13条)(8) 事故が起こった場合に行うべき手続き (第14条～第16条)(9) 保険金のご請求方法についていただく事項 (第17条、第20条、第22条)(10) 補償が重複する契約がある場合の取扱い (第18条)(11) 保険金のお支払い (第19条、第21条、第22条)(12) その他各補償条項に共通する事項 (第23条～第27条)

第1条（保険責任の始期および終期）

① 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下この条において、「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券とこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終了します。

② 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領取前に行つた事故による損害または傷害に対しては、保険金（賠償責任条項、人身傷害補償条項、搭乗者賠償条項および車両向車の保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

第2条（保険責任のおよび地域）

当会社は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）が日本国内（日本国外における日本船舶を含みます。）に所在する間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

第3条（告知義務）

① 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。ただし、車両条項においては、被保険自動車の所有者とします。以下この条において、同様とします。）またはこれらの代理人が、故意または重大な過失によつて保険申込書の記載事項について知っている事実を告げなかった場合、またはその重大なことを告げる場合は、保険証券記載の被保険者の住所にあつた書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

② 車両条項第3条（協定保価額）または次条第3項の規定にしたがつて定めるべき協定保価額（以下「協定保価額」といいます。）を定めるに際し、保険契約者、被保険自動車の所有者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によつて当会社が協定保価額の額を評価するために必要と認めて届出した事項について、知っている事実を告げずまたはそのことを告げ、その結果として同条項同条または次条第3項の規定にしたがつて定めるべき額と異つた協定保価額が定められた場合には、当会社は、保険証券記載の被保険者の住所にあつた書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

③ 前2項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
(1) 前2項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなつた場合
(2) 当会社が保険契約締結の際、前2項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知つたにもかかわらず、または過失によつてこれを告げなかった場合

(3) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人が、当会社が支払うべき事故の発生直前に、保険申込書の記載事項または被保険自動車に損害を評断するために必要な事項につき、書面をもって真正に申し出て、当会社がこれを承認していた場合、なお、当会社は、更正の申出を受けた場合には、その更正を申し出た事実が、保険契約締結時に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締結していたと認めるとき限り、これを承認するものとします。

(4) 当会社が保険契約締結の後、前2項の告げなかった事実または告げた不実のことを知つた時からその日を含めて保険契約を解除しないより30日を経過した場合は

(5) 前2項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであつた場合は、ただし、その告げなかった事実または告げた不実のことがこの保険契約の賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車保険契約または自動車車体清償契約（以下「他の自動車保険契約等」といいます。）に関する事項であつた場合は、前2項の規定を適用します。

④ 前1項および前2項の解除は、将来にわたつてのみその效力を及ぼします。ただし、その解除が損害または傷害の発生した後になつた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払つたときは、その返還を請求することができます。

第4条（通知義務）

① 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責に帰するべき事由によるときはあらかじめ、貴社に請求をすることができない事由によるときは保険金を知つた後遅滞なく、書面をもつてその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。ただし、その事実がなくなつた後このかきではあります。

- (1) 被保険自動車の用途、車種または登録番号もしくは車両番号を変更すること。
(2) 被保険自動車を競走、曲走（競技または曲走のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲走もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用する（救急、消防、事故処理、補修、清掃その他に使用する場合を除きます。）こと。
(3) 被保険自動車に危険物（道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または「毒物および劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物を含みます。以下この条において、同様とします。）を積載すること、または被保険自動車が、危険物を積載した被けん引自動車けん引すること。
(4) 被保険自動車を主として使用する者を変更すること。
(5) 被保険自動車の保険証券記載の使用目的（業務使用、通勤・通学使用または日常・レジャー使用のいずれかをいいます。）を変更すること。
(6) 前5号のほか、保険証券または保険申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生し、かつ、危険が著しく増加すること。

(7) 他の自動車保険契約等を締結すること。
(8) 当会社は、前項の事実が生じた時（同項の事実が発生した場合は被保険者または被保険者の責に帰することできない事由による場合は、その発生を知つた時とします。）からのその事実が保たれる時まで（同項の事実を受理したことを除きます。）の間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第1号、第4号および第5号については、危険の増加が生じない場合は、保険金を支払います。

② 保険契約者による保険契約が締結されている自動車（車両条項第4条第1号に規定する付属品をいいます。）の積載物もしくは取りはずしによつて被保険自動車の価額が著しく増加または減少した場合には、保険契約者または被保険自動車の所有者は、遅滞なく、書面をもつてその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。この場合、当会社と保険契約者または被保険自動車の所有者は、承認の請求を行つた後に上記の事由によつて増加した価額を加えた額または被保険自動車から上記の事由によつて減少した価額を差し引いた額に、被保険価額および保険金額を変更するものとします。

第5条（被保険自動車の譲渡）

① 被保険自動車の譲渡（所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とすることをいいます。）が行はれることになったときは、記名被保険者または記名被保険者（以下この条において、同様とします。）は、記名被保険者または記名被保険者（以下この条において、同様とします。）とされた場合であっても、この保険契約に適用される普通保険契約および特約に関する権利および義務は、譲受人（所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく借主を含みます。以下この条において、同様とします。）に移転させません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険契約および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人に譲渡する旨を書面をもつて当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、当該権利および義務は移転します。

② 当会社は、被保険自動車から譲渡された後（前項ただし書の書面を受理したことを除きます。）、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害については、保険金を支払いません。

第6条（被保険自動車の入替）

① 次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもつてその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車または所有自動車について、この保険契約を適用します。

(1) 次のいずれかに該当する者が、被保険自動車と同一の用途および車種（別表Ⅲに掲げる用途および車種をいいます。以下この条において、同様とします。）の自動車を購入した取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。以下この条において、同様とします。）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合（以下この条において「自動車の新規取得」といひ、当該自動車を「新規取得自動車」といいます。）

- (イ) 記名被保険者の所有者
(ロ) 記名被保険者
(ハ) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下この号において、同様とします。）
(ニ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(3) 被保険自動車から、譲渡または返還された場合（以下この条において、「被保険自動車の廃車等」といいます。）。ただし、前号（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する者が所有する自動車（被保険自動車および新規取得自動車を除く。）が、被保険自動車と同一の用途および車種の自動車とします。この条において、「所有自動車」といいます。かある場合にかぎります。なお、所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

(4) 前項の所有者とは次の各号のいずれかに該当する者を含みます。
(1) 被保険自動車か所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
(2) 被保険自動車か賃借契約により賃借されている場合は、その借主
(3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

③ 当会社は、自動車の新規取得または被保険自動車の廃車等のあつた後（第1項の書面を受理したことを除きます。）、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

④ 第1項各号のいずれかに該当する者が、被保険自動車について、保険契約が書面により被保険自動車入替の承認の請求を行つたときは、車間条項第3条（協定保価額の決定）の規定により、新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、協定保価額および保険金額を変更するものとします。

第7条（管理義務）

保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人または被保険自動車の運行を管理する者は、被保険自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠つてはなりません。

第8条（調査）

当会社は、被保険自動車に関し、必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し必要な説明または証明を求め、調査を行います。

① 被保険自動車か所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
(2) 被保険自動車か賃借契約により賃借されている場合は、その借主
(3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

③ 当会社は、自動車の新規取得または被保険自動車の廃車等のあつた後（第1項の書面を受理したことを除きます。）、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

④ 第1項各号のいずれかに該当する者が、被保険自動車について、保険契約が書面により被保険自動車入替の承認の請求を行つたときは、車間条項第3条（協定保価額の決定）の規定により、新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、協定保価額および保険金額を変更するものとします。

第9条（保険契約の無効）

① 保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合は、保険契約は無効とします。
(1) 保険契約者に関する告知義務、記名被保険者（車両条項においては、被保険自動車の所有者とします。以下この条において、同様とします。）またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があつたこと。
(2) 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき損害もしくは傷害またはこれらの原因がすでに生じていることを知つたこと。

(3) 記名被保険者が、この保険契約を締結する場合において、保険契約者がその旨を保険申込書に記載しなかつたこと。

第10条（解除）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険証券記載の被保険者の住所にあつた書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
(1) 第4条（通知義務）第1項の事実が発生した場合（この事実がなくなつた場合を除きます。また、同項、第5条（被保険自動車の譲渡）第1項もしくは第6条（被保険自動車の入替）第1項の規定により承認の請求があつた場合、ただし、第4条第1項第1号、第2号および第5号については、危険の増加が生じた場合にかぎります。）

(2) 正当な理由がなく第7条（管理義務）の規定に違反した場合
(3) 正当な理由なく第8条（調査）の規定に違反する当該の求めに応じない場合
(4) 保険金額に関し、保険契約者、被保険者もしくは保費を受け取るべき者、またはこれらの者の法定代理人に詐欺の行為があつた場合

② 前項のほか、当会社は、この保険契約を解除するが相当な理由があると認められた場合は、車両保険契約を解除することができる。この場合には、当会社は、解除する日の前日から起算して10日前までに書面をもつて保険証券記載の被保険者の住所にあつて通知するものとします。

③ 保険契約者は、当会社に対してする書面による通知をもつてこの保険契約を解除することができます。
(1) 前項の解除は、将来にわたつてのみその效力を及ぼします。
(2) 前項の解除は、1日につき当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第11条（保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の承認の場合）

① 当会社は、第3条（告知義務）第3項、第4条（通知義務）第1項もしくは第3項、第5条（被保険自動車の誤謬）第1項または第6条（被保険自動車の入替）第1項もしくは第4項の承認をする場合には、当会社の定めるところに従ひ、保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠つた場合は、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

③ 当会社は、第1項に基づき、保険契約者が書面をもつて保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認するときは、当会社の定めるところに従ひ、保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

④ 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠つた場合は、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この普通保険契約（被保険自動車について適用される特約を含みます。）に従ひ、保険料を支払います。

第12条 保険料の返還—無効、失効の場合

- ① 保険契約の無効または失効が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による場合は、保険料を返還しません。
- ② 保険契約の無効または失効が保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらない場合は、無効のときには保険料の全額を、失効のときには未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第13条 保険料の返還—解除の場合

- ① 第3条（告知義務）第1項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、保険料を返還しません。
- ② 第3条（告知義務）第2項、第10条（解除）第1項またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、領収した保険料から既に経過期間に対して別表に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既に経過期間中に当会社が保険金を支払う損害または傷害が発生した場合は、領収した保険料は返還しません。
- ③ 前項の場合、保険契約の解除が保険契約者または被保険者の真に帰すべきでない事由によるときは、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- ④ 第10条（解除）第2項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還しません。
- ⑤ 第10条（解除）第3項の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、領収した保険料から既に経過期間に対して別表に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- ⑥ 第11条（解除）第3項の規定により、保険契約者の保険契約を解除し、その解除日を保険期間の初日として解除した契約と同一の保険契約者・記名被保険者・被保険自動車による新たな保険契約を締結する場合には、前項の規定にかかわらず、領収した保険料から既に経過期間に対して日割をもって計算した保険料を差し引いて返還します。ただし、同一の保険契約者が締結する保険期間の初日の異なる2台以上の被保険自動車の保険契約の保険期間の初日を統一する場合は、前項の規定にかかわらず、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第14条 事故発生時の義務

- ① 損害の発生または被害発生、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - (イ) 損害の防止および軽減のため、または運転者その他の者に対しても損害の防止および軽減に努めさせること。
 - (ロ) 事故発生の日、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
 - (ハ) 事故の状況を遅滞なく、書面で当社に通知すること。
 - (ニ) 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称（イ）事故発生の日時、場所または事象の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称。
- ② 被保険自動車に被害を受けた場合は、その内容
(イ) 被保険自動車に盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
(ロ) 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要不急の仮手当てについては、あらかじめ当会社の承認を得る必要はありません。
- ③ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をするに当る場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または緊急治療の緊急措置については、あらかじめ当会社の承認を得る必要はありません。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑥ 第3条のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また人身が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- ⑦ 人身傷害補償条項第1条（当会社の支払責任）第1項に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減つとめること。

第15条 事故発生時時の義務違反

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条第2条（事故発生時の通知）、第3条（事故内容の通知）、第4条（盗難の届出）、第6条（訴訟の通知）または第9条（書類の提出等）の規定に違反した場合は、当社は、保険金を支払いません。
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条第5条（修理費用の事前承諾）の規定に違反した場合は、当社は、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、当社に対して事故によって生じた損傷の程度および範囲を示す資料を提出し、正当な修理費であることを立証した場合には、保険金を支払います。
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条第1項（損害の防止および軽減）、第6条（請求権の保全等）または第7条（責任の無断譲渡の禁止）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - (1) 前条第1項に違反した場合は、防止または軽減できなかったと認められた金額のうち認められた額
 - (2) 前条第2項に違反した場合は、他人に損害賠償の請求することによって取得することができたと認められた額
 - (3) 前条第3項に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められた額
- ④ 保険契約者または被保険者が、前条第3条（事故内容の通知）、第4条（盗難の届出）もしくは第9条（書類の提出等）の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、保険金を支払いません。

第16条 対人事故通知の特則

- ① 賠償責任条項第1条（当会社の支払責任—対人賠償）第1項に定める対人事故の場合において、当社が保険契約者または被保険者から、前条第2条（告知義務）の規定に定める通知を受けたときは、事故発生の日から起算して60日を経過したときは、当社は、その通知が正当な理由に基づいて、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、過失がなく事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、上記の期間内に通知できなかった場合は、保険金を支払います。

第17条 当（会社）の指定する医師による診断

- ① 当社は、人身傷害または搭乗者傷害に関して、第14条第2条（事故発生時の通知）または第3条（事故内容の通知）の規定に定める通知を受けた場合は、当社が必要と認めるときは、保険金請求の前後を問わず、被保険者に対し当会社の指定する医師の診断書（死体検察書類を含みます。）の提出を求めるところとします。
- ② 医師の診断書に同意しない被保険者（代理人）の費用を含みます。当会社が負担します。
- ③ 第1項の当会社の指定に対し、正当な理由がなくこれに同意しない場合は、当社は、保険金を支払いません。

第18条 損害賠償の取扱い

- ① 賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項に関しては、これらと全部または一部に対して支払責任の発生要件を同一とする。他の保険契約または共済契約（自動車条項または自動車共済にかぎらず、以下この条において、「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、次の(1)の額が損害額を超えるときは、当社は、次の(2)の(1)の額に対する賠償を損害額に充てて支払保険金の額を決定します。ただし、賠償責任条項第13条（費用—対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用および人身傷害補償条項第10条（費用）第2項の臨時費用に関しては、この限りにはありません。
 - (1) それぞれの保険契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額
 - (2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 前項の損害額は、それぞれ他の保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。
- ③ 賠償責任条項第13条（費用—対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用および人身傷害補償条項第10条（費用）第2項の臨時費用に関しては、他の保険契約等がある場合は、当社は、次の(2)の(1)の額に対する賠償を(3)の額に充てて支払保険金の額とします。
 - (1) 賠償責任条項または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額
 - (2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - (3) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうちもっとも高い額
- ④ 第1項および前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定める額を支払保険金の額とします。
 - (1) この保険契約または共済契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - (2) 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、次の(イ)賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項に関しては、損害額、他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額を超える額
 - (ロ) 賠償責任条項第13条（費用—対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用および人身傷害補償条項第10条（費用）第2項の臨時費用に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額を超える額

第19条 評価人および鑑定人

- ① 当社が支払うべき保険金の額の決定について、当社と被保険者との間で争いが生じた場合は、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の鑑定人にこれを裁定させます。
- ② 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（鑑定人に対する報酬を含みます。）は半額ずつこれを負担するものとします。

第20条 保険金の請求

- ① 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。
 - (1) 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者の損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者・損害賠償請求権者ととの間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - (2) 人身傷害補償条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
 - (イ) 被保険者が死亡した場合は、その死亡の時
 - (ロ) 被保険者の後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
 - (ハ) 被保険者の傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度にならなくなった時または事故の発生の日からその日を始めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - (3) 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
 - (イ) 死亡保険金および埋葬料・読書者追加保険金については、被保険者が死亡した時
 - (ロ) 重度後遺障害・重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金およびチャイルドシート重度後遺障害追加保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を始めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - (ハ) 医療保険については、搭乗者傷害条項第11条第1項第1号および同条第2項から第5項に係る保険金の請求に関しては、事故の発生の日からその日を始めて180日以内の治療日数が5日となった時とし、同条第1項第2号に係る保険金の請求に関しては、事故の発生の日からその日を始めて180日以内の治療を開始した時
 - (ニ) 車両条項に係る保険金の請求に関しては、事故発生の時
- ② 被保険者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生時の翌日から起算して60日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。ただし、第3項の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
 - (1) 保険金の請求書
 - (2) 損害の額または傷害の程度を証明する書類
 - (3) 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷をともなう事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による損傷をともなう事故の場合にかぎります。以下同様とします。）
 - (4) 盗難による損害の場合は、所轄警察官等の証明書またはこれに代わるべき書類
 - (5) その他当社が特に必要と認められる書類または証拠
 - (6) 賠償責任条項第13条（費用—対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第21条 保険金の支払い

- ① 当社は、被保険者が前条第2項の手続をした日からその日を始めて30日以内に、保険金を支払います。
- ② 当社が真に帰すべきでない事由により、前項の期間内における保険金の事実確認、損害額の確定等保険金の支払にあたって必要な調査を遂行することができない場合は、前項の規定にかかわらず、当社は、前項の被保険者に対して長期間の理由および期間を通知することによって、前項の期間を延長することができます。ただし、被保険者・前条第2項の手続をした日からその日を始めて120日を限度とします。

第22条 損害賠償請求権の請求および支払

- ① 損害賠償請求権者が賠償責任条項第7条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）または同条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定により損害賠償請求の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。ただし、第2号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
 - (1) 損害賠償請求書の請求書
 - (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
 - (3) その他当社が特に必要と認められる書類または証拠
- ② 損害賠償請求権者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、損害賠償額を支払いません。
- ③ 当社は、賠償責任条項第7条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）第2項、同条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）第2項または同条第6項の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が第1項の手続をした日からその日を始めて30日以内に損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終了した後、遅滞なく損害賠償額を支払います。
- ④ 当社が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、損害賠償請求権者に対して必要な調査を遂行することができない場合は、前項の期間内における事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払にあたって必要な調査を遂行することができない場合は、前項の規定にかかわらず、当社は、前項の損害賠償請求権者に対して延長する理由および期間を通知することによって、前項の期間を延長することができます。ただし、損害賠償請求権者が第1項の手続をした日からその日を始めて120日を限度とします。

第23条 代位

- ① 被保険者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者その者に対して有する権利を取得します。
- ② 前項の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、当社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、その権利を行使します。
 - (1) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意によって生じた損害
 - (2) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たない被保険自動車運転を運転していた場合に生じた損害
 - (3) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態では被保険自動車を運転していた場合、または道路運送法第65条第9項に定める気酒酔い運転もしくはこれに相当する状態では被保険自動車を運転していた場合に生じた損害
 - (4) 自動車修理業、装飾業、給油業、洗車業、自動車販売業、販売業、運送代行業等自動車を取り扱うことを業として営む（これら3者の使用者、およびこれら3者の者がたまたま業務である場合はその理、取組または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理していた間に生じた損害

第24条 時効

- ① 賠償請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効により消滅します。
 - (1) 第20条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われた場合には、同条第1項に定める時
 - (2) 第20条第2項に定める手続が行われた場合には、当社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算し30日を満した時

第25条 損害賠償請求権の行使期間

- ① 賠償責任条項第7条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）および同条第9条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行行使すことができます。
 - (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者・損害賠償請求権者ととの間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して2年を経過した場合は

第26条 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

- ① 保険契約者が死亡した場合は、被保険者が死亡した場合、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- ② 前項の法定相続人が2名以上ある場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は代表者以外に法定相続人を代理するものとします。
- ③ 前項の代表者が定まらない場合はその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の法定相続人に対しては効力を有するものとします。
- ④ 第1項の法定相続人が2名以上ある場合には、各法定相続人は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第27条 準拠法

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

<別表1>

後遺障害等級表

この表は、人身傷害補償条項および搭乗者傷害条項に共通のものとして使用します。
 なお、人身傷害補償条項に定める後遺障害については、本表に掲げる保険金支払割合は適用せず、人身傷害補償条項第11条（支払保険金の計算）の規定により計算した額を保険金として支払います。

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第1級	(イ) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (ロ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第2級	(イ) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (ロ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第1級	(イ) 両眼が失明したもの (ロ) 咄しゃくおよび言語の機能を廃したものの (ハ) 両上肢をひざ関節以上で失ったもの (ニ) 両上肢の用を全廃したもの (ホ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (ヘ) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(イ) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (ロ) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (ハ) 両上肢を手関節以上で失ったもの (ニ) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(イ) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (ロ) 咄しゃくまたは言語の機能を廃したものの (ハ) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (ニ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (ホ) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(イ) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (ロ) 咄しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (ハ) 両耳の聴力を全く失ったもの (ニ) 1上肢をひざ関節以上で失ったもの (ホ) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (ヘ) 両手の手指の全部の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (ト) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(イ) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (ロ) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (ハ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (ニ) 1上肢を手関節以上で失ったもの (ホ) 1下肢を足関節以上で失ったもの (ヘ) 1上肢の用を全廃したもの (ト) 1下肢の用を全廃したもの (チ) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(イ) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (ロ) 咄しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (ハ) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (ニ) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの (ホ) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (ヘ) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (ト) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (チ) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	50%

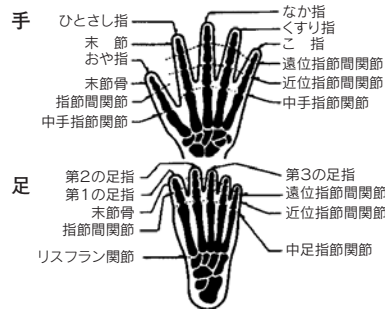
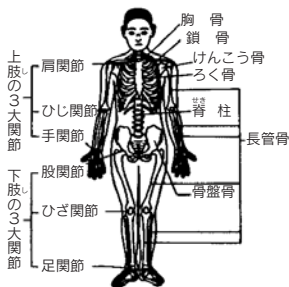
第7級	(イ) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (ロ) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの (ハ) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの (ニ) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (ホ) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (ヘ) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (ト) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したものの (チ) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (リ) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (ス) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (ル) 両足の足指の全部の用を廃したものと、（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (ヲ) 女子の外観に著しい醜状を残すもの (フ) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(イ) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (ロ) 脊柱に運動障害を残すもの (ハ) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの (ニ) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したのまたはおや指以外の4の手指の用を廃したものの (ホ) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (ヘ) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (ト) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (チ) 1上肢に偽関節を残すもの (リ) 1下肢に偽関節を残すもの (ス) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(イ) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (ロ) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (ハ) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (ニ) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (ホ) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (ロ) 咄しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (ト) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの (チ) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話しを解することが困難である程度になったもの (リ) 1耳の聴力を全く失ったもの (ス) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (ル) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (ヲ) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (フ) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したのまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものの (カ) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (コ) 1足の足指の全部の用を廃したものの (ク) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(イ) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (ロ) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (ハ) 咄しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (ニ) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (ホ) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話しを解することが困難である程度になったもの (ヘ) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (ト) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの (チ) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (リ) 1足の第1の足指または他4の足指を失ったもの (ス) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (ル) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

<p>第11級</p> <p>(イ) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (ロ) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (ハ) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (ニ) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (ホ) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (ヘ) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (ト) 脊柱に変形を残すもの (チ) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (リ) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (ヌ) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	<p>15%</p>
<p>第12級</p> <p>(イ) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (ロ) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (ハ) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (ニ) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (ホ) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (ヘ) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (ト) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (チ) 長管骨に変形を残すもの (リ) 1手のこ指を失ったもの (ヌ) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (ル) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (ヲ) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (ワ) 局部に頑固な神経症状を残すもの (カ) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの (コ) 女子の外貌に醜状を残すもの</p>	<p>10%</p>
<p>第13級</p> <p>(イ) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (ロ) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (ハ) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (ニ) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (ホ) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (ヘ) 1手のこ指の用を廃したもの (ト) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (チ) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (リ) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (ヌ) 1足の第2の足指の用を廃した、第2の足指を含み2の足指の用を廃したのまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したのもの (ル) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>	<p>7%</p>
<p>第14級</p> <p>(イ) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (ロ) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (ハ) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (ニ) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (ホ) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (ヘ) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (ト) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (チ) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したのもの (リ) 局部に神経症状を残すもの (ヌ) 男子の外貌に醜状を残すもの</p>	<p>4%</p>

部位区分	頭部	顔面(眼、歯牙を除く)	眼	歯牙	顎部	胸部・腹部(注1)	背部・腰部・臀部	上肢(手指を除く)	手	下肢(足指を除く)	足指	全身(注2)
打撲、捻挫、捻転、擦過傷または挫傷	5	5			5	5	5	5	5	5	5	15
挫創、挫減創または裂創	10	10			10	10	10	10	10	10	10	20
筋、腱または靭帯の断裂								35	30	30	15	
観血手術(注3)あり								60	45	55	30	
骨折または脱臼	60	40			60	50	50	40	35	60	30	85
観血手術(注3)あり	65	50			75	65	65	60	45	75	40	
3大関節(注4)を含む。								70		85		
切断または離断								65	45	90	60	
欠損		30		20								
内出血または血腫(皮下を除く。)	50		10			40						
観血手術(注3)あり	60		20			60						
神経損傷(運動麻痺を伴うもの)	60	40	40		75		70	35	35	35	35	
観血手術(注3)あり	145	50	60		135		135	55	55	55	55	
臓器損傷				40		50						
観血手術(注3)あり				60		135						
熱傷または火傷	15	15			15	15	15	15	15	15	15	25
その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(注1) 胸部・腹部には、胸骨、肋骨、鎖骨および肩甲骨を含みます。
 (注2) 全身とは同一の症状区分について以下の(1)から(7)までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。
 (1) 頭部
 (2) 顔面部
 (3) 頸部
 (4) 胸部・腹部
 (5) 背部・腰部・臀部
 (6) 上肢(手指を除く。)
 (7) 下肢(足指を除く。)
 (注3) 観血手術とは、医師が治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などを施すことをいいます。
 (注4) 3大関節とは、上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
 (注5) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、上表の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれ項目により支払われるべき保険金のうち、もっとも高い金額を医療保険金として支払います。ただし、当会社がすでに低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、当会社は、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、すでに支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。

注 関節などの説明図



<別表Ⅲ> 被保険自動車の入替ができる用途・車種区分表

被保険自動車		新たに取得しもしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または被保険自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の所有する自動車
<ul style="list-style-type: none"> 自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 特種用途自動車 (キャンピング車) 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 特種用途自動車 (キャンピング車) 	

注 特種用途自動車(キャンピング車)とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

<別表Ⅳ> 短期料率表

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

ただし、保険証券記載の保険期間に応じて、以下の(1)(2)または(3)に記載の算式により計算した額を返還します。

(1) 保険期間が1年の場合

$$\text{返還保険料} = \text{領収した保険料} \times \left(1 - \frac{\text{保険始期日から解除日までの既経過期間に対応する上表記載の短期料率}}{\text{既経過期間}} \right)$$

(2) 保険期間が1年に満たない場合

$$\text{返還保険料} = \text{領収した保険料} \times \left(1 - \frac{\text{保険始期日から解除日までの既経過期間に対応する上表記載の短期料率}}{\text{保険期間に対応する上表記載の短期料率}} \right)$$

(3) 保険期間が1年を超える場合

各保険年度に対し①と②により計算した額の合計額を返還します。

① 解除日の属する保険年度

$$\text{返還保険料} = \frac{\text{解除日の属する保険年度分として領収した保険料}}{\text{既経過期間}} \times \left(1 - \frac{\text{初日応当日から解除日までの既経過期間}}{\text{既経過期間}} \right)$$

② 解除日の属する保険年度の翌保険年度から最終保険年度まで

$$\text{返還保険料} = \text{翌保険年度から最終保険年度まで各保険年度分として領収した保険料の合計額}$$

(注1) 保険始期日より解除日までの間に普通保険約款一般条項第3条(告知義務)第3項第3号、第4条(通知義務)第1項もしくは第3項、第4条(被保険自動車の譲渡)第1項または第9条(被保険自動車の入替)第1項もしくは第4項の承認を当会社が行った場合は、上記各式における「領収した保険料」には、承認後の保険契約条件により計算した額を適用します。

(注2) 普通保険約款一般条項第3条(告知義務)第2項、第10条(解除)第1項またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、保険始期日より解除日までの間に当会社が保険金を支払う損害または傷害が発生していた場合は、上記(1)(2)および(3)いずれの場合も保険料を返還しません。

(注3) 上記(3)における「保険年度」とは、初年度については、保険期間の初日から1年間、第2保険年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、最終保険年度については、その期間が1年未満であっても、1保険年度とします。

<別紙> 人身傷害補償条項損害額基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者の被った積極損害(救助捜索費、治療関係費、その他の費用)、休業損害および精神的損害とする。

1. 積極損害

- (1) 救助捜索費
必要かつ妥当な実費とする。
- (2) 治療関係費
a. 応急手当費
必要かつ妥当な実費とする。
b. 診療費および施術料
必要かつ妥当な実費とする。
c. 通院費・転院費・退院費
必要かつ妥当な実費とする。
d. 看護料
原則として医師が看護の必要を認めた場合に限り、下記による。
(a) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合
厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の家政婦等の料金とする。
(b) 近親者等が看護した場合
ⅰ 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とする。
ⅱ 医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とする。
ⅲ 被保険者が幼児または歩行困難な若者、年齢、傷害の部位・程度等により通院に付添が必要と認められる場合は、1日につき2,050円とする。
e. 入院中の諸雑費
療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とする。
f. 義肢等の費用
傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡(コンタクトレンズを含む)、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合にかかる必要かつ妥当な実費とする。
g. 診断書等の費用
必要かつ妥当な実費とする。
(3) その他の費用
上記(1)および(2)以外の損害であって、事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用等については、必要かつ妥当な実費とする。

2. 休業損害

受傷により収入(事故前に専ら被保険者本人の労働の対価として現実を得ていたもの)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として下記の(1)から(4)の算式による。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。

- (1) 有職者の場合(パートタイマー・アルバイト・日雇労働者を除く)
減収額は市町村による課税証明等の公的な事務資料により確認された額とする。ただし、公的な事務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表Ⅲに定める年齢別平均給与額を上限として決定する。
(2) 無職者、金生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護を受けているなど現実労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象とならない。

$$\text{事故直前3か月の月例給与等} \times \text{対象休業日数} / 90日$$

- とする。
- 事故直前3か月の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額(本給および付加給)とする。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とする。
 - 賞与等については、現実生じた収入の減少があればその額を含める。
 - 本給の一部が支給されている場合については、上記で算出した金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引く。
 - 役員報酬は、原則として対象としない。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視するものは給与に含める。

b. 事業所得者

$$\frac{\text{事故前1年間の収入額} - \text{必要(固定給を除く)経費}}{365日} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$$

とする。

- 収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前年度1年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な事務資料により確認された額とする。ただし、公的な事務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表Ⅲに定める年齢別平均給与額を上限として決定する。
 - 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族族収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とする。
- (2) パートタイマー・アルバイト・日雇労働者等
原則として、雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価を得ているものであって、1週の労働時間が30時間未満の者に適用する。

$$\text{事故直前3か月の収入額} \times \text{対象休業日数} / 90日$$

- とする。
- 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定する。
 - 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出する。

$$\text{事故直前3か月の就労日数} \times \text{休業した期間の延べ日数} / 90日$$

- 家業の手伝いを行っているが、上記b.の家業従事者に該当する収入がない場合には、支払対象とならない。
- 家事従事者の場合
ただし、被保険者の受傷の態様が重傷(脳挫傷・胸部部臓器破裂・開放骨折など)の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容を勘案し、25%の範囲内で、割増して認定する。
対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。
- 無職者、金生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護を受けているなど現実労働の対価としての収入のない者の場合は支払対象とならない。

3. 精神的損害

付表Ⅰ-(1)による。
ただし、被保険者の受傷の態様が重傷(脳挫傷・胸部部臓器破裂・開放骨折など)の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容を勘案し、25%の範囲内で、割増して認定する。
また、死産・流産した場合については、被保険者の受傷の態様による割増を認めず、別途付表Ⅰ-(2)により精神的損害を認定する。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とする。
なお、後遺障害の等級は別表Ⅰ、年齢別平均給与額は付表Ⅳによる。

1. 逸失利益

被保険者に後遺障害が残存したことに伴って、労働能力を喪失した結果生じた得べかり経済的利益の損失とし、原則として、下記の(1)および(2)により算出する。

(1) 被保険者区分別遺失利益計算方法

a. 家事従事者以外の有職者

$$\text{現実収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数}$$

b. 家事従事者および18歳以上の学生

$$\text{年齢別平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数}$$

c. 幼児および18歳未満の学生

$$18 \text{歳平均給与額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数}$$

d. 身体・精神に異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
下記のいずれか高い額とする。

(a) 18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(b) 年齢別平均給与額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(2) 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息除方法

上記(1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および新ホフマン係数は、下記のとおりとする。

a. 収入額

(a) 「現実収入額」は、事故前年度1年間または後遺障害確定前年度1年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、事故前年度の収入に極端な減収・増収があった場合は、実態を把握し認定する。また、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づいて付表Ⅳに定める年齢別平均給与額の範囲内で決定する。

(b) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」は、付表Ⅳによる。

b. 労働能力喪失率

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定する。ただし、付表Ⅱに定める各等級に対応する喪失率を上限とする。

c. 労働能力喪失期間

障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案して決定する。ただし、付表Ⅴに定める就労可能年数の範囲内とする。

d. 新ホフマン係数

労働能力喪失期間(年数)に対応する新ホフマン係数は、付表Ⅲによる。

2. 精神的損害

後遺障害等級別下記に下記の金額とする。

なお、事故の態様、障害の部位・程度などにより割増することが妥当である場合は、20%の範囲内で割増して認定する。

(1) 後遺障害等級表1.介護を要する後遺障害に該当する場合

第1級	1,800万円
第2級	1,300万円

ただし、父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円とする。

(2) 上記(1)以外の場合

第1級	1,300万円
第2級	1,100万円
第3級	950万円
第4級	800万円
第5級	700万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級1,800万円、第2級1,400万円、第3級1,100万円とする。

3. 将来の介護料

将来の介護料は後遺障害の症状固定後に生ずる看護または監視にかかわる費用とし、下記のとおり算定する。

(1) 後遺障害等級表の1の第1級に該当する後遺障害者で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合

a. 介護料

1か月につき13万円とする。ただし、障害の態様、部位・程度などにより割増することが妥当である場合は、最大20万円までの範囲内で割増して認定する。

b. 支払方法

原則として下記(a)による。ただし、障害の態様、医師の診断等に照らし、一時金による支払が適当でない場合には、(b)による。

(a) 一時金による支払

介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払う。

(b) 定期金による支払

後遺障害の症状固定日から6か月毎に、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払う。

c. 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表Ⅵに定める平均余命の範囲内で決定する。

d. ライプニッツ係数

介護期間に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅲによる。

(2) 後遺障害等級表の1もしくは同表の2の第1級、第2級または同表の2の第3級(ハ)もしくは(ニ)に該当する後遺障害者で、かつ、随時介護を要すると認められる場合

a. 介護料

1か月につき、6万5千円とする。ただし、障害の態様、部位・程度などにより割増することが妥当である場合は、最大10万円までの範囲内で割増して認定する。

b. 支払方法

介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払う。

c. 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、付表Ⅵに定める平均余命の範囲内で決定する。

d. ライプニッツ係数

介護期間に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅲによる。

4. 家屋等の改造費

被保険者の受傷の内容、後遺障害の程度等により家屋等の改造の必要性が認められた場合は、500万円を限度として認定する。

5. その他の損害

上記1.から4.以外の後遺障害による損害については、事故との相当因果関係の範囲内で必要かつ妥当な実費とする。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、遺失利益、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 葬儀費

60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に、実費とする。

2. 遺失利益

被保険者が死亡したことによって、労働能力を喪失した結果生じた得べかり経済的利益の損失とし、下記の(1)および(2)に従い次の算式で計算する。

$$(\text{収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応する新ホフマン係数}$$

(1) 被保険者区分別遺失利益計算方法

a. 有職者(家事従事者を除く)

$$(\text{現実収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応する新ホフマン係数}$$

b. 家事従事者および18歳以上の学生

$$(\text{年齢別平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応する新ホフマン係数}$$

c. 幼児および18歳未満の学生

$$(18 \text{歳平均給与額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応する新ホフマン係数}$$

d. 上記a, b, c以外の者で、十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とする。

(a) (18歳平均給与額 - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(b) (年齢別平均給与額の50% - 生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息除方法

上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数、および新ホフマン係数は、下記のとおりとする。

a. 収入額

(a) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、事故前年度の収入に極端な減収・増収があった場合は、実態を把握し認定する。また、公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づいて付表Ⅳに定める年齢別平均給与額の範囲内で決定する。

(b) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」は付表Ⅳによる。

b. 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する下記の割合の額とする。

- (a) 被扶養者がいない場合 50%
- (b) 被扶養者が1人の場合 40%
- (c) 被扶養者が2人の場合 35%
- (d) 被扶養者が3人以上の場合 30%

「被扶養者」とは被保険者に現実扶養されていた者をいう。

c. 就労可能年数

就労可能年数は、付表Ⅴによる。

d. 新ホフマン係数

就労可能年数に対応する新ホフマン係数は、付表Ⅴによる。

3. 精神的損害

被保険者の属性別下記に下記の金額とする。

なお、事故の態様、被保険者の年齢・家族構成などにより割増することが妥当である場合は、20%の範囲内で割増して認定する。

被保険者が一家の支柱である場合	1,700万円
被保険者が65歳以上の者である場合	1,400万円
被保険者が上記以外の場合	1,450万円

4. その他の損害

上記1.から3.以外の死亡による損害は、事故との相当因果関係の範囲内で必要かつ妥当な実費とする。

付表Ⅰ-(1) 傷害による慰謝料表

(単位:万円)

入院	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月
通院	25.2	50.4	75.6	95.8	113.4	128.6	141.2	152.4	162.6	170.2	177.6	184.0	189.0	192.8	196.6
1月	12.6	37.8	63.0	85.6	104.8	120.8	135.0	147.4	157.6	167.6	174.0	180.1	186.5	191.5	195.3
2月	25.2	50.4	73.0	94.6	112.2	127.2	141.2	152.6	162.6	171.4	176.5	182.6	189.0	194.0	197.8
3月	37.8	60.4	82.0	102.0	118.6	133.4	146.4	157.6	166.4	173.9	179.0	185.1	191.5	196.5	200.3
4月	47.8	69.4	89.0	108.4	124.8	138.6	151.4	161.4	168.9	176.4	181.5	187.6	194.0	199.0	202.8
5月	56.8	76.8	95.8	114.6	130.0	143.6	155.2	163.9	171.4	178.9	184.0	190.1	196.5	201.5	205.3
6月	64.2	83.2	102.0	119.8	135.0	147.4	157.7	166.4	173.9	181.4	186.5	192.6	199.0	204.0	207.8
7月	70.6	89.4	107.2	124.8	138.8	149.9	160.2	168.9	176.4	183.9	189.0	195.1	201.5	206.5	
8月	76.8	94.6	112.2	128.6	141.3	152.4	162.7	171.4	178.9	186.4	191.5	197.6	204.0		
9月	82.0	99.6	116.0	131.1	143.8	154.9	165.2	173.9	181.4	188.9	194.0	200.1			
10月	87.0	103.4	118.5	133.6	146.3	157.4	167.7	176.4	183.9	191.4	196.5				
11月	90.8	105.9	121.0	136.1	148.8	159.9	170.2	178.9	186.4	193.9					
12月	93.3	108.4	123.5	138.6	151.3	162.4	172.7	181.4	188.9						
13月	95.8	110.9	126.0	141.1	153.8	164.9	175.2	183.9							
14月	98.3	113.4	128.5	143.6	156.3	167.4	177.7								
15月	100.8	115.9	131.0	146.1	158.8	169.9									

(注) 通院月数については通院治療期間を限度に下記のとおり算出する。

$$\text{認定通院月数} = \text{実通院日数} \div \text{対象日数} \times 3 \div 30$$

付表Ⅰ－(2) 死産・流産した場合の精神的損害表

妊娠月数	金額
3か月(12週)以内	30万円
4か月(13週)から6か月(24週)	50万円
7か月(25週)以上	80万円

付表Ⅱ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表Ⅲ 新ホフマン係数およびライブニッツ係数表

期間	新ホフマン係数	ライブニッツ係数	期間	新ホフマン係数	ライブニッツ係数
1年	0.9523	0.9523	35年	19.9174	16.3741
2	1.8614	1.8594	36	20.2745	16.5468
3	2.7310	2.7232	37	20.6254	16.7112
4	3.5643	3.5459	38	20.9702	16.8678
5	4.3643	4.3294	39	21.3092	17.0170
6	5.1336	5.0756	40	21.6426	17.1590
7	5.8743	5.7863	41	21.9704	17.2943
8	6.5886	6.4632	42	22.2930	17.4232
9	7.2782	7.1078	43	22.6105	17.5459
10	7.9449	7.7217	44	22.9230	17.6627
11	8.5901	8.3064	45	23.2307	17.7740
12	9.2151	8.8632	46	23.5337	17.8800
13	9.8211	9.3935	47	23.8322	17.9810
14	10.4094	9.8986	48	24.1263	18.0771
15	10.9808	10.3796	49	24.4162	18.1687
16	11.5363	10.8377	50	24.7019	18.2559
17	12.0769	11.2740	51	24.9836	18.3389
18	12.6032	11.6895	52	25.2614	18.4180
19	13.1160	12.0853	53	25.5353	18.4934
20	13.6160	12.4622	54	25.8056	18.5651
21	14.1038	12.8211	55	26.0723	18.6334
22	14.5800	13.1630	56	26.3354	18.6985
23	15.0451	13.4885	57	26.5952	18.7605
24	15.4997	13.7986	58	26.8516	18.8195
25	15.9441	14.0939	59	27.1047	18.8757
26	16.3789	14.3751	60	27.3547	18.9292
27	16.8044	14.6430	61	27.6017	18.9802
28	17.2211	14.8981	62	27.8456	19.0288
29	17.6293	15.1410	63	28.0865	19.0750
30	18.0293	15.3724	64	28.3246	19.1191
31	18.4214	15.5928	65	28.5599	19.1610
32	18.8060	15.8026	66	28.7925	19.2010
33	19.1834	16.0025	67	29.0224	19.2390
34	19.5538	16.1929			

(注) 幼児および18歳未満の学生・無職者の後遺障害による逸失利益を算定するに当たり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年(新ホフマン係数)の場合

13.6160(20年の係数)－6.5886(8年の係数)＝7.0274

付表Ⅳ 年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
18歳	187,400円	169,600円	44歳	482,000円	298,800円
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	508,400	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600
43	478,300	301,000			

付表Ⅴ 死亡時の年齢別就労可能年数と新ホフマン係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	新ホフマン係数	就労可能年数	新ホフマン係数
0歳	49年	16.419	67年	29.022
1	49	16.716	66	28.793
2	49	17.024	65	28.560
3	49	17.344	64	28.325
4	49	17.678	63	28.087
5	49	18.025	62	27.846
6	49	18.387	61	27.602
7	49	18.765	60	27.355
8	49	19.160	59	27.105
9	49	19.574	58	26.852
10	49	20.006	57	26.595
11	49	20.461	56	26.335
12	49	20.938	55	26.072
13	49	21.442	54	25.806
14	49	21.971	53	25.535
15	49	22.530	52	25.261
16	49	23.123	51	24.984
17	49	23.750	50	24.702

(2) 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	新ホフマン係数	年齢	就労可能年数	新ホフマン係数
18	49	24.416	58	11	8.590
19	48	24.126	59	11	8.590
20	47	23.832	60	11	8.590
21	46	23.534	61	10	7.945
22	45	23.231	62	10	7.945
23	44	22.923	63	9	7.278
24	43	22.611	64	9	7.278
25	42	22.293	65	9	7.278
26	41	21.970	66	8	6.589
27	40	21.643	67	8	6.589
28	39	21.309	68	8	6.589
29	38	20.970	69	7	5.874
30	37	20.625	70	7	5.874
31	36	20.275	71	7	5.874
32	35	19.917	72	6	5.134
33	34	19.554	73	6	5.134
34	33	19.183	74	6	5.134
35	32	18.806	75	5	4.364
36	31	18.421	76	5	4.364
37	30	18.029	77	5	4.364
38	29	17.629	78	5	4.364
39	28	17.221	79	4	3.564
40	27	16.804	80	4	3.564
41	26	16.379	81	4	3.564
42	25	15.944	82	4	3.564
43	24	15.500	83	3	2.731
44	23	15.045	84	3	2.731
45	22	14.580	85	3	2.731
46	21	14.104	86	3	2.731
47	20	13.616	87	3	2.731
48	19	13.116	88	3	2.731
49	18	12.603	89	2	1.861
50	17	12.077	90	2	1.861
51	16	11.536	91	2	1.861
52	15	10.981	92	2	1.861
53	14	10.409	93	2	1.861
54	13	9.821	94	2	1.861
55	13	9.821	95	2	1.861
56	12	9.215	96	2	1.861
57	12	9.215	97~	2	1.861

(注) 幼児・18歳未満の学生および働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数と新ホフマン係数は、下記(例)に準じて算出する。

(例) 3歳の場合

- (1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 28.325
- (2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.981
- (3) 就労可能年数 49年(64年-15年)
- (4) 適用する係数 17.344(28.325-10.981)

付表Ⅵ 第18回生命表による平均余命年数とライプニッツ係数表

(単位:年)

年齢(歳)	男		女		年齢(歳)	男		女	
	平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数
0	76	19.509	82	19.634	53	26	14.375	31	15.593
1	75	19.485	82	19.634	54	25	14.094	30	15.372
2	74	19.459	81	19.616	55	24	13.799	29	15.141
3	73	19.432	80	19.596	56	23	13.489	28	14.898
4	72	19.404	79	19.576	57	22	13.163	28	14.898
5	71	19.374	78	19.555	58	21	12.821	27	14.643
6	70	19.343	77	19.533	59	21	12.821	26	14.375
7	69	19.310	76	19.509	60	20	12.462	25	14.094
8	68	19.275	75	19.485	61	19	12.085	24	13.799
9	67	19.239	74	19.459	62	18	11.690	23	13.489
10	67	19.239	73	19.432	63	17	11.274	22	13.163
11	66	19.201	72	19.404	64	17	11.274	21	12.821
12	65	19.161	71	19.374	65	16	10.838	20	12.462
13	64	19.119	70	19.343	66	15	10.380	20	12.462
14	63	19.075	69	19.310	67	15	10.380	19	12.085
15	62	19.029	68	19.275	68	14	9.899	18	11.690
16	61	18.980	67	19.239	69	13	9.394	17	11.274
17	60	18.929	66	19.201	70	12	8.863	16	10.838
18	59	18.876	65	19.161	71	12	8.863	15	10.380
19	58	18.820	64	19.119	72	11	8.306	15	10.380
20	57	18.761	63	19.075	73	11	8.306	14	9.899
21	56	18.699	62	19.029	74	10	7.722	13	9.394
22	55	18.633	61	18.980	75	9	7.108	12	8.863
23	54	18.565	60	18.929	76	9	7.108	12	8.863
24	53	18.493	59	18.876	77	8	6.463	11	8.306
25	52	18.418	58	18.820	78	8	6.463	10	7.722
26	51	18.339	57	18.761	79	7	5.786	10	7.722
27	50	18.256	56	18.699	80	7	5.786	9	7.108
28	49	18.169	55	18.633	81	6	5.076	8	6.463
29	48	18.077	54	18.565	82	6	5.076	8	6.463
30	47	17.981	53	18.493	83	5	4.329	7	5.786
31	46	17.880	52	18.418	84	5	4.329	7	5.786
32	45	17.774	51	18.339	85	5	4.329	6	5.076
33	44	17.663	50	18.256	86	4	3.546	6	5.076
34	43	17.546	49	18.169	87	4	3.546	5	4.329
35	42	17.423	48	18.077	88	4	3.546	5	4.329
36	41	17.294	47	17.981	89	3	2.723	5	4.329
37	40	17.159	46	17.880	90	3	2.723	4	3.546
38	39	17.017	45	17.774	91	3	2.723	4	3.546
39	38	16.868	44	17.663	92	3	2.723	4	3.546
40	38	16.868	43	17.546	93	2	1.859	3	2.723
41	37	16.711	43	17.546	94	2	1.859	3	2.723
42	36	16.547	42	17.423	95	2	1.859	3	2.723
43	35	16.374	41	17.294	96	2	1.859	3	2.723
44	34	16.193	40	17.159	97	2	1.859	2	1.859
45	33	16.003	39	17.017	98	2	1.859	2	1.859
46	32	15.803	38	16.868	99	2	1.859	2	1.859
47	31	15.593	37	16.711	100	1	0.952	2	1.859
48	30	15.372	36	16.547	101	1	0.952	2	1.859
49	29	15.141	35	16.374	102	1	0.952	2	1.859
50	28	14.898	34	16.193	103	1	0.952	2	1.859
51	27	14.643	33	16.003	104	1	0.952	2	1.859
52	27	14.643	32	15.803	105	1	0.952	1	0.952

Ⅱ. 特約

(1) 「保険証券」における、特約条項の表示場所および表示内容

特約欄に○のある特約は、ご契約条件により自動的に付帯されます。

保険証券の表示場所および表示内容			特約		ページ	
表示欄	表示項目	表示内容	自動的に付帯される場合の契約条件			
「補償の対象となる運転者の年齢条件等」	「運転者年齢条件」	「21歳以上補償」、「26歳以上補償」、「30歳以上補償」または「35歳以上補償」のいずれか	家族運転者等の年齢条件に関する特約		16	
		「同居の子供の年齢条件（年齢を問わず補償）」、「同居の子供の年齢条件（21歳以上補償）」、「同居の子供の年齢条件（26歳以上補償）」、または「同居の子供の年齢条件（30歳以上補償）」のいずれか	同居の子供追加担保特約		16	
	「その他の条件」	「家族限定」	運転者家族限定特約		16	
		「本人・配偶者限定」	運転者本人・配偶者限定特約		16	
		「本人限定」	運転者本人限定特約		16	
「保険料・払込方法」	「払込方法」	「クレジットカード払」	クレジットカードによる保険料支払に関する特約		16	
「相手方への補償」	「対物賠償保険」	「対歩行者等事故傷害補償保険特約」	対歩行者等事故傷害補償保険特約		16	
		「○印および「補償されます」	対物差額修理費用担保特約		17	
「ご自身・搭乗者の方への補償」	「人身傷害補償保険」	「ご契約のお車搭乗中のみ補償」	人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ担保特約		18	
		「交通事故危険補償」	人身傷害の交通事故危険担保特約		18	
		「入院時追加保険金特約」	人身傷害の入院時追加保険金特約		18	
			人身傷害補償保険をご契約の場合		○ 18	
	「無保険車傷害危険担保特約」	「○印および保険金額」	無保険車傷害危険担保特約		○ 18	
			賠償責任保険（対人賠償）をご契約の場合		○ 18	
	「自損事故危険担保特約」	「○印および保険金額」	自損事故危険担保特約		○ 19	
			賠償責任保険（対人賠償）をご契約の場合		○ 19	
	「搭乗者傷害保険」	「搭乗者傷害保険の顔面傷害信託支払特約」	搭乗者傷害保険の顔面傷害信託支払特約		20	
			自宅・車庫等修理費用担保特約		20	
「その他特約による補償等」	「形成手術費用補償特約」	「形成手術費用補償特約」	形成手術費用担保特約		21	
		「育英費用保険金補償特約」	育英費用保険金担保特約		21	
	「臨時代替自動車補償特約」	「臨時代替自動車補償特約」	臨時代替自動車担保特約		○ 21	
		「他の自動車運転危険補償特約」	他車運転危険担保特約		○ 22	
	「通信販売に関する特約」	「通信販売に関する特約」	通信販売に関する特約		○ 22	
			運転免許取得者に対する「賠償損害」自動担保特約		○ 22	
	「新規運転免許取得者に対する自動補償特約（対人事故・対物事故）」		以下のいずれかの特約を付帯する場合、自動付帯されます ・家族運転者等の年齢条件に関する特約 ・同居の子供追加担保特約 ・運転者本人・配偶者限定特約 ・運転者本人限定特約		○ 22	
		「ご契約のお車の入替における自動補償特約」	被保険自動車の入替における自動担保特約		○ 23	
		「継続契約の取扱いに関する特約」	継続契約の取扱いに関する特約		○ 23	
		「身の回り品補償30万円（自己負担額3,000円）」	アウトドア動産一式担保特約		28	
	「車両保険」	「車対車十限定A（いらずら補償）」	「自動車相互衝突危険「車両損害」担保特約（相手自動車確認条件付）」	自動車相互衝突危険「車両損害」担保特約（相手自動車確認条件付）」		23
			「車両高危険限定担保特約（A）」	車両高危険限定担保特約（A）」		23
		「車対車免ゼロ特約」	「車両損害のいらずら担保特約」	車両損害のいらずら担保特約		23
			「車対車免ゼロ特約」	車両保険の免責金額に関する特約		23
「ご契約のお車の補償」	「車両保険の適用範囲に関する特約」	「車両保険の適用範囲に関する特約」	車両保険の適用範囲に関する特約		○ 23	
			ご契約のお車がタンク車、ふん原車等で車両保険をご契約の場合		○ 23	
	「車両損害時のレンタカー費用」	「車両損害時のレンタカー費用」	車両損害に関する代車費用担保特約（レンタカー費用実損払）」		24	
			*特約名のもとにご契約いただいた支払限度日額で免責金額が表示されています		24	
	「故障損害時の代車費用」	「故障損害時の代車費用」	故障損害等に関する代車費用担保特約		24	
			被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約		○ 24	
「盗難時の代車費用」	「盗難時の代車費用」	被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約		○ 24		
		車両盗難再発防止費用担保特約		25		
「車両盗難再発防止費用補償特約」	「車両盗難再発防止費用補償特約」	車両盗難再発防止費用担保特約		25		
		全損時諸費用保険金特約		25		
「その他の補償」	「弁護士費用等担保特約」	「○印および「補償されます」	弁護士費用等担保特約		25	
			事故・故障損害等に関する付随費用担保特約		26	
	「ファミリーバイク特約」	「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）で補償されます」	ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」		27	
		「ファミリーバイク特約（人身傷害なし）で補償されます」	ファミリーバイク特約（人身傷害なし）」		28	
	「ファミリーバイク特約」	「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）で補償されます」	ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」		27	
		「ファミリーバイク特約（人身傷害なし）で補償されます」	ファミリーバイク特約（人身傷害なし）」		28	
		「アウトドア動産一式担保特約：保険金額30万円（自己負担額3,000円）」	アウトドア動産一式担保特約		28	
		「保険証券の発行に関する特約」	保険証券の発行に関する特約		○ 29	
	「保険証券の発行に関する特約」	保険証券を発行割引をご選択の場合		○ 29		

(2) 「お申込内容のご確認画面」および「マイページサービスのご契約内容確認画面」における、特約条項の表示場所および表示内容

特約欄に○のある特約は、ご契約条件により自動的に付帯されます。

お申込内容のご確認画面およびマイページサービスのご契約内容確認画面の表示場所および表示内容			特約		ページ
表示欄	表示項目	表示内容	自動的に付帯される場合の契約条件		
「年齢条件」	「年齢条件」	「21歳以上補償」、「26歳以上補償」、「30歳以上補償」または「35歳以上補償」のいずれか	家族運転者等の年齢条件に関する特約※		16
		「同居の子供の年齢条件（年齢を問わず補償）」、「同居の子供の年齢条件（21歳以上補償）」、「同居の子供の年齢条件（26歳以上補償）」または「30歳以上補償」のいずれか	同居の子供追加担保特約		16
		「家族限定」	運転者家族限定特約		16
「条件・特約・割増引など」	「運転者限定割引」	「本人・配偶者限定」	運転者本人・配偶者限定特約		16
		「本人限定」	運転者本人限定特約		16
			クレジットカード払		16
「保険料お支払方法」	「保険料お支払方法」	「クレジットカード払」	クレジットカードによる保険料支払に関する特約※		16
			「車対車十限定A」		23
「車両保険種類」	「車両保険種類」	「車対車十限定A」	自動車相互衝突危険「車両損害」担保特約（相手自動車確認条件付）」		23
		「車対車十限定A」	車両高危険限定担保特約（A）」		23
「基本補償」	「車両免責金額」	「5（車対車免0）-10万円」	車両保険の免責金額に関する特約		23
		「自損事故危険担保特約」	自損事故危険担保特約		○ 19
「賠償責任保険（対人賠償）をご契約の場合	「賠償責任保険（対人賠償）をご契約の場合	「賠償責任保険（対人賠償）をご契約の場合	賠償責任保険（対人賠償）をご契約の場合		○ 18
			賠償責任保険（対人賠償）をご契約の場合		○ 18
「対歩行者等事故傷害補償保険特約」	「対歩行者等事故傷害補償保険特約」	「対歩行者等事故傷害補償保険特約」	対歩行者等事故傷害補償保険特約		16
		「対物差額修理費用担保特約」	対物差額修理費用担保特約		17
「人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ担保特約」	「人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ担保特約」	「人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ担保特約」	人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ担保特約		18
		「人身傷害の交通事故危険担保特約」	人身傷害の交通事故危険担保特約		18
「人身傷害の入院時追加保険金特約」	「人身傷害の入院時追加保険金特約」	「人身傷害の入院時追加保険金特約」	人身傷害の入院時追加保険金特約		○ 18
			人身傷害補償保険をご契約の場合		○ 18
「搭乗者傷害保険の顔面傷害信託支払特約」	「搭乗者傷害保険の顔面傷害信託支払特約」	「搭乗者傷害保険の顔面傷害信託支払特約」	搭乗者傷害保険の顔面傷害信託支払特約		20
		「自宅・車庫等修理費用担保特約」	自宅・車庫等修理費用担保特約		20
「形成手術費用補償特約」	「形成手術費用補償特約」	「形成手術費用補償特約」	形成手術費用担保特約		21
		「育英費用保険金担保特約」	育英費用保険金担保特約		21
「臨時代替自動車担保特約」	「臨時代替自動車担保特約」	「臨時代替自動車担保特約」	臨時代替自動車担保特約		○ 21
		「他車運転危険担保特約」	他車運転危険担保特約		○ 22
「通信販売に関する特約」	「通信販売に関する特約」	「通信販売に関する特約」	通信販売に関する特約		○ 22
			運転免許取得者に対する「賠償損害」自動担保特約		○ 22
「新規運転免許取得者に対する自動補償特約（対人事故・対物事故）」	「新規運転免許取得者に対する自動補償特約（対人事故・対物事故）」		以下のいずれかの特約を付帯する場合、自動付帯されます ・家族運転者等の年齢条件に関する特約 ・同居の子供追加担保特約 ・運転者本人・配偶者限定特約 ・運転者本人限定特約		○ 22
		「ご契約のお車の入替における自動補償特約」	被保険自動車の入替における自動担保特約		○ 23
		「継続契約の取扱いに関する特約」	継続契約の取扱いに関する特約		○ 23
	「身の回り品補償30万円（自己負担額3,000円）」	アウトドア動産一式担保特約		28	
「その他の補償・特約」	「被保険自動車の入替における自動担保特約」	「被保険自動車の入替における自動担保特約」	被保険自動車の入替における自動担保特約		○ 23
		「継続契約の取扱いに関する特約」	継続契約の取扱いに関する特約		○ 23
	「車両保険の適用範囲に関する特約」	「車両保険の適用範囲に関する特約」	車両保険の適用範囲に関する特約		○ 23
			ご契約のお車がタンク車、ふん原車等で車両保険をご契約の場合		○ 23
「車両損害に関する代車費用担保特約（レンタカー費用実損払）」	「車両損害に関する代車費用担保特約（レンタカー費用実損払）」	「車両損害に関する代車費用担保特約（レンタカー費用実損払）」	車両損害に関する代車費用担保特約（レンタカー費用実損払）」		24
			*特約名のもとにご契約いただいた支払限度日額で免責金額が表示されています		24
「故障損害等に関する代車費用担保特約」	「故障損害等に関する代車費用担保特約」	「故障損害等に関する代車費用担保特約」	故障損害等に関する代車費用担保特約		24
			被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約		○ 24
「車両盗難再発防止費用担保特約」	「車両盗難再発防止費用担保特約」	「車両盗難再発防止費用担保特約」	車両盗難再発防止費用担保特約		25
			全損時諸費用保険金特約		25
「弁護士費用等担保特約」	「弁護士費用等担保特約」	「弁護士費用等担保特約」	弁護士費用等担保特約		25
			事故・故障損害等に関する付随費用担保特約		26
「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」	「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」	「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」	ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」		27
		「ファミリーバイク特約（人身傷害なし）」	ファミリーバイク特約（人身傷害なし）」		28
「アウトドア動産一式担保特約：保険金額30万円（自己負担額3,000円）」	「アウトドア動産一式担保特約：保険金額30万円（自己負担額3,000円）」	「アウトドア動産一式担保特約：保険金額30万円（自己負担額3,000円）」	アウトドア動産一式担保特約		28
		「保険証券の発行に関する特約」	保険証券の発行に関する特約		○ 29
	「保険証券の発行に関する特約」	保険証券を発行割引をご選択の場合		○ 29	

1 家族運転者等の年齢条件に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）について運転する者の年齢条件が保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- ① 当社は、この特約により、次の各号のいずれかに掲げる者のうち、保険証券記載の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払います。
 - (1) 普通保険約款賠償責任事項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
 - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - (4) 前3号のいずれかに該当する者の業務（家事を除きます。）に従事する使用人
- ② この保険契約と車両危険限定担保特約（A）が適用されている場合には、本特約に定める損害に対しては、当社は、この特約を適用しません。

2 同居の子供追加担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に家族運転者等の年齢条件に関する特約（以下「年齢条件特約」といいます。）が適用されたおかげで、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（運転者）

この特約において「運転者」とは、普通保険約款賠償責任事項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）もしくはその配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）の子またはその配偶者をいいます。ただし、記名被保険者またはその配偶者が同居している場合にすぎません。

第3条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、この特約により、前に定める運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、年齢条件特約を適用せず、普通保険約款およびこの特約に付帯された特約に従って、保険金を支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、当社は、保険証券記載のこの特約の年齢条件に該当しない運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その配偶者が被保険自動車危険限定担保特約（A）が適用されている場合における本特約に定める損害に対しては、保険金を支払います。

3 運転者家族限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）について運転する者を普通保険約款賠償責任事項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）およびその家族に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（家族の定義）

- この特約において「家族」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下この条において、同様とします。）
 - (2) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - (3) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- ① 当社は、この特約により、記名被保険者およびその家族以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払います。
 - (1) 被保険自動車から盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者の法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任事項第1条（当会社の支払責任一人対賠償）第1項に定める対人事故および同条第2条（当会社の支払責任一人対賠償）に定める対物事故
- ② 前項の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の時点で、前条各号のいずれかに該当している者については、同項の規定を適用しません。ただし、保険契約者から、該当していた事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社が妥当と認めた場合にかぎります。
- ③ 当社は、前項の規定を適用する場合には、その前条各号に該当する者が「家族」に該当しなくなった事実の発生日（以下「事実の発生日」といいます。）以後の期間に対し、当会社に定めるところに従い追加保険料を請求します。
- ④ 前項において、保険契約者は、事実の発生日について、当会社が妥当と認める資料の提出を行わなければなりません。資料の提出がない場合、または提出された資料によって事実の発生日が特定できない場合は、当社は、保険期間の初日以後の期間に対し、当会社の定めるところに従い追加保険料を請求します。
- ⑤ 当社は、保険契約者が前2項の追加保険料の払込みを怠った場合は、第2項の規定は適用しません。

4 運転者本人・配偶者限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）について運転する者を普通保険約款賠償責任事項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）およびその配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- ① 当社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払います。
 - (1) 被保険自動車から盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者の法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任事項第1条（当会社の支払責任一人対賠償）第1項に定める対人事故および同条第2条（当会社の支払責任一人対賠償）に定める対物事故
- ② 前項の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の時点で、記名被保険者の配偶者であった者が「以下「配偶者」といいます。」については、同項の規定を適用しません。ただし、保険契約者から、該当していた事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社が妥当と認めた場合にかぎります。
- ③ 当社は、前項の規定を適用する場合には、配偶者が記名被保険者の配偶者に該当しなくなった事実の発生日（以下「事実の発生日」といいます。）以後の期間に対し、当会社に定めるところに従い追加保険料を請求します。
- ④ 前項において、保険契約者は、事実の発生日について、当会社が妥当と認める資料の提出を行わなければなりません。資料の提出がない場合、または提出された資料によって事実の発生日が特定できない場合は、当社は、保険期間の初日以後の期間に対し、当会社の定めるところに従い追加保険料を請求します。
- ⑤ 当社は、保険契約者が前2項の追加保険料の払込みを怠った場合は、第2項の規定は適用しません。

5 運転者本人限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）について運転する者を普通保険約款賠償責任事項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（記名被保険者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- ① 当社は、この特約により、記名被保険者以外の者が被保険自動車（他運転者危険担保特約における他の自動車を含みます。）を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払います。
 - (1) 被保険自動車から盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者の法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任事項第1条（当会社の支払責任一人対賠償）第1項に定める対人事故および同条第2条（当会社の支払責任一人対賠償）に定める対物事故
- ② 前項の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日においては記名被保険者の配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族、または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子（以

下これらの者を総称して、「家族」といいます。）に該当しておらず、保険期間の初日の翌日以降事故の日前日までに新たに家族に該当するようになった者については、同項およびこの保険契約に適用されている家族運転者等の年齢条件に関する特約の規定を適用しません。ただし、保険契約者から、戸籍簿、住民票等の公的書類（以下「公的書類」といいます。）の提出があり、当該公的書類上で新たに家族に該当することとなった事実が確認された場合にかぎって認められた場合にかぎります。

- ③ 当社は、前項の規定を適用する場合には、公的書類上で家族に該当することとなった事実の発生日以後の期間に対し、当社は、前項の定めるところに従い追加保険料を請求します。
- ④ 当社は、保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、第2項の規定は適用しません。

第3条（他の特約の読み替え）

この特約を付した保険契約の付帯された他の特約の規定中「運転者本人・配偶者限定特約」とある場合は、「運転者本人限定特約」と読み替えてこの特約を適用します。

6 クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約により、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）によるこの保険契約に定められた保険料（追加保険料等当会社に支払われる保険料を含みます。以下同様とします。）の支払を承認します。ただし、会員、または、クレジットカード会社との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）によりクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者之间である場合にかぎります。

第2条（クレジットカードによる保険料の領収）

- ① 保険契約者は、保険料のクレジットカードによる支払の申出があり、かつ、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用された場合、当該クレジットカード会社からクレジットカードの効力および利用限度内であること等の確認（以下「オナーリゼーション」といいます。）およびオナーリゼーションの番号の取得を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、当社は、当該保険料を領収できないものとみなします。ただし、当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合は、このかぎりではありません。
- ② 前項のただし書にかかわらず、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等にたがってクレジットカード会社に保険料相当額の金額が既に払い込まれている場合は、当会社が、オナーリゼーションおよびオナーリゼーションの番号の取得を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、当社は、当該保険料を領収したものとみなします。

第3条（当該クレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱い）

① 当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当社は、この特約により、保険契約者に当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等にたがってクレジットカード会社に保険料相当額が既に払い込まれているときは、当社は、その払い込まれた保険料相当額について保険契約者に請求することはできないものとします。

- ② 会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、当会社が前項の規定により保険契約者に保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく当会社に当該保険料を払い込んだ場合は、当会社が、オナーリゼーションおよびオナーリゼーションの番号を特定したうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、当社は、当該保険料を領収したものとみなします。
- ③ 当会社が前1項の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が当該保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所において書面により解除の通知をし、この保険契約を解除することができます。

第4条（前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。）

第4条（保険料の返還の特約）

当会社がこの特約について保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、次の場合についてはこのかぎりではありません。

- (1) 会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、当会社が前条第1項の規定により保険契約者に保険料を請求し、かつ、保険契約者が遅滞なく当会社に当該保険料を払い込んだ場合
- (2) 会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等にたがってクレジットカード会社と保険料相当額の金額が既に払い込まれている場合

7 対歩行者等事故傷害補償保険特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）に普通保険約款人身傷害補償条項の適用があり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載があるときに適用されます。

第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して、歩行者、自転車より通行する者、被保険自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）に同乗することにより通行する者等の生命または身体が害されること（以下「傷害補償事故」といいます。）によって、当該生命もしくは身体を害したとき（以下「傷害被保険者」といいます。）またはその配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子（以下「被害者」といいます。）の損害賠償に定める損害賠償を請求します。以下同様とします。）に対して、賠償被保険者が法律上の損害賠償責任を負っている場合に限り、この特約に該当する者を含みます。
- ② 傷害被保険者には、次の各号のいずれかに該当する者を含みます。
 - (1) 被保険自動車に搭乗中（搭乗している場所および搭乗の方法を問いません。）の者
 - (2) 被保険自動車以外の自動車（以下「相手自動車」といいます。）を運転中の中者
 - (3) 相手自動車の正規の乗客装置のある室内（階壁等で通行できないように仕切られている場所を除きます。）以外の場所に搭乗中（搭乗の方法を問いません。）の者

第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 後述の「身体の一部を失ったまたはその喪失に重大な障害を永久に及ぼした状態をいいます。ただし、傷害被保険者が症状を訴えている場合であつても、それを裏付けるに足りる医学的見解所見のないものを除きます。
- (2) 賠償被保険者
- (3) 賠償責任者
普通保険約款賠償責任事項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項に定める被保険者をいいます。
- (4) 賠償責任の所有、使用または管理に起因して傷害被保険者の生命または身体を害することにより、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被害者に対して法律上の損害賠償責任を負担する者を含みます。
- (5) 自動車賠償責任
自動車損害賠償保障法に基づき責任被保険者には責任共有をいいます。
- (6) 対人賠償責任
自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被害者に対して保険金をまたは共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
- (7) 人身傷害補償保障等
自動車賠償責任保障法に基づき責任被保険者には責任共有をいいます。
- (8) 自賠責責任
自動車損害賠償保障法に基づき責任被保険者には責任共有をいいます。
- (9) 傷害補償事故者
傷害補償事故者として損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。
 - (イ) 傷害被保険者（傷害被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。）
 - (ロ) 傷害被保険者の父母、配偶者または子
- (10) 公的判例
自動車損害賠償保障法第73条に定める他の法令による給付を行う制度であつて、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被害者に対して給付を行うものをいいます。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれ他の傷害被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金を支払わない場合）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政変等、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において反乱し平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。）
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 台風、こす水または高潮

- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この条において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにもたらす秩序の混乱に基づいて生じた事故

第6条（保険金を支払うずれかその2）

- 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 傷害被保険者の取組または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明できない行為（不作為を含みます。）をともなうものを含む。）以下この条において、同様とします。）によって生じた損害
 - 傷害被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - 傷害被保険者が、麻薬、大麻、あへん、寛恕し難い、シニヤ等および正常な運転ができないうれやれがある状態にある者により運転されている相手自動車に搭乗中に生じた損害
 - 傷害被保険者が、道路交通法第65条第1項に定める酒気帯り運転もしくはこれに相当する状態にある者により運転されている相手自動車に搭乗中に生じた損害
 - 傷害被保険者が、道路交通法第69条に定める共同危険行為もしくはこれに相当する行為を行っている者により運転されている相手自動車に搭乗中に生じた損害
 - 傷害被保険者が、相手自動車への損害について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで相手自動車に搭乗中に生じた損害
 - 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合その3）

- 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償被保険者である場合は、保険金を支払いません。
 - 傷害被保険者の父母、配偶者または子
 - 傷害被保険者の使用者。ただし、傷害被保険者その使用者の業務（家事を除きます。）に従事している場合にすぎません。
- 当会社は、傷害被保険者の父母、配偶者または子が運転する被保険自動車によって傷害被保険者の生命または身体が害された場合は、保険金を支払いません。
- 当会社は、相手自動車に搭乗中（搭乗している場所および搭乗の方法を問いません。）の傷害被保険者の生命または身体が害された場合で、かつ、相手自動車を運転中の者が、当該傷害被保険者の父母、配偶者または子である場合は、保険金を支払いません。
- 当会社は、傷害被保険者が普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項第1号に規定する賠償被保険者に該当する場合は、保険金を支払いません。
- 当会社は、被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、保険金を支払いません。
- 傷害補償事故より、賠償被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害について、この保険契約に適用される対人賠償被保険者が普通保険約款賠償責任条項および一般条項（この保険契約に適用される他の約款を含みます。）以下同様とします。）の規定により免責となる場合は、当会社は、この約款による保険金を支払いません。

第8条（損害額の決定）

- 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、傷害被保険者が傷害補償事故の直接の結果として、次の各号のいずれかに該当した場合には、その対応し、それぞれ普通保険約款人身傷害補償条項損害額額目により算定された金額を基礎として一部に相当する額を付する公判制度の適用がある場合は、公判制度を利用したものととして算定した額とし、かつ、保険金請求権者が現実に負担する額のみとします。
 - 傷害
 - ただし、生活機能または業務能力の減少または減失をきたし、医師の治療を要した場合にかぎります。
 - 後遺障害
 - 死亡
- 普通保険約款別表Ⅰ（以下「別表Ⅰ」といいます。）の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の賠償障害に相当する認められるものについては、身の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に準拠したものととして算定します。
- 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、別表Ⅰにおいて、重い後遺障害の該当する等級により損害額を算定します。ただし、別表Ⅰの2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた次の各号に該当する場合（別表Ⅰの1に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。）は、当会社は、次の各号に規定する等級に従い損害額を算定するものとします。
 - 別表Ⅰの2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級以上の等級
 - 前号以外の場合で、別表Ⅰの2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級以上の等級
 - 前2項以外の場合で、別表Ⅰの2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級以上の等級
- すべて後遺障害のある傷害被保険者が第2条（この約款による支払責任）の傷害を受けただけによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表Ⅰに掲げる後遺障害に該当する等級に応じた損害額からすに上った損害額に該当する等級に応じた損害額を差し引いて損害額を算定します。

第9条（支払保険金の計算）

- ① 1回の傷害補償事故につき、当会社が支払うべき保険金の額は、傷害被保険者1名につき、次に定める算定により算出された額とします。この場合において、1回の傷害補償事故につき当会社の支払うべき保険金の額は、傷害被保険者1名につき保険証券記載の普通保険約款人身傷害補償条項の保険金額（以下この条において「保険金額」といいます。）を限度とします。ただし、別表Ⅰの1もしくは別表Ⅰの2の第1級、第2級または別表Ⅰの2の第3級（ハ）もしくは（ニ）に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合で保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍（金額を限度とします。

第8条（損害額の決定） 第1項から第4項に規定する損害額	×	第2項に規定する 第1号から第6号の 合計額	=	お支払する 保険金の額
---------------------------------	---	------------------------------	---	----------------
- 前項の算式にいう「第2項に規定する第1号から第6号の合計額」とは、次の各号の合計額をいいます。
 - 前条第1項の規定により決定される損害額のうち、自賠責保険等によって支払われる金額
 - 前条第1項の規定により決定される損害額のうち、対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（この約款による支払責任）第1項の損害に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金または共済金の支払を受けることとなる損害のうち、対人賠償被保険者によって支払われる保険金または共済金の額
 - 人身傷害補償保険等によって支払われる保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、人身傷害補償保険等によって支払われる保険金または共済金の額
 - 保険金請求権者が賠償義務者からすに取得した損害賠償金の額
 - 前条第1項の規定により決定される損害額のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき保険金請求権者がすに取得したものである場合は、その取得した額
 - 前項のほか、第2条（この約款による支払責任）第1項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の各号の、保険金請求権者がすに取得したものである場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金その他の各号の金額を基礎として算定される傷害保険の保険金を含みます。）

第10条（保険金請求権の義務）

- 傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（この約款による支払責任）第1項の損害を被った場合、保険金請求権者は、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - 保険金請求権者が第2条（この約款による支払責任）第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償被保険者の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - 傷害被保険者の損害に対して保険金または共済金を支払う人身傷害補償保険等の有無およびその内容
 - 被害者傷害事故の限度を超え、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および傷害被保険者との関係
 - 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、または当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく、前2項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払ったときは、その返還を請求することができます。
- 賠償被保険者以外の賠償義務者または第三者の負担する損害賠償責任について、傷害被保険者および保険金請求権者は、あらかじめ当社の承諾を得ないで、その全部または一部を放棄、承認または合意してはなりません。ただし、傷害被保険者および賠償義務者または第三者の負担する損害賠償責任が正当な理由がなく前項の損害に連関した場合には、当会社は、傷害被保険者および賠償義務者または第三者の放棄、承認または合意がなれれば賠償被保険者以外の賠償義務者または第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められた損害を差し引いて、保険金を支払います。
- 当会社は、賠償義務者または第2条（この約款による支払責任）第1項の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者にしつ、保険金、共済金その他の給付の有無および金額について調査を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第11条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受け代表者を総して行うものとします。

第12条（代位）

当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができることが判明した場合において、普通保険約款一般条項第23条（代位）第1項の規定を適用します。この場合には、同項中の「被保険者」を「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

第13条（保険金の支払による請求権の移転）

① 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有している場合は、当該請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。

② 保険金請求権者は、前項より移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第14条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- 傷害被保険者が第2条（この約款による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同傷害または疾病の影響を受けた場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- 正当な理由がなくは同傷害が治療を受け、または治療を受けずとも、または治療を受け取るべき者が治療をさせなかったために第2条（この約款による支払責任）の傷害が重大となった場合は、前項と同様の方法で支払います。

第15条（当会社の指定する医師による診断）

- 当会社は、普通保険約款一般条項第14条第2号（事故発生の通知）または第3号（事故内容の通知）の規定に定める医師を受けた場合で、当会社が必要と認めるときは、保険金請求の前後を問わず、傷害被保険者に対し当会社の指定する医師の診察（死体検察を含みます。）の提出を求めることができます。
- 前項の診断のために要した費用（収入の損失を含みます。）は、当会社が負担します。
- 当会社が医師の診断の対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合には、当会社は、保険金を支払いません。

第16条（重複賠償の取扱い）

- 第2条（この約款による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、当会社は、次の（2）の額の（1）の額に対して、（3）の額に準じて支払保険金の額を決定します。
 - それぞれ他の保険契約または共済契約について、他の保険契約等による共済金がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額
 - 他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - それぞれ他の保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額のうち最も低い額
- 前項の規定にかかわらず、保険金請求権者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定められた支払保険金の額とします。
 - この保険契約により他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額を超えるとき

第17条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が賠償被保険者に対して有する法律上の損害賠償責任の範囲について、保険金請求権者と賠償被保険者の間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から、それぞれ発生し、これを行ってすることができるものとします。

第18条（普通保険約款の準用）

- この約款に規定のない事項については、この約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款一般条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項の規定が次のとおり読み替えます。
 - 【別表Ⅰ】第1条（この約款の適用範囲）第2項の規定中の「賠償責任範囲、人身傷害補償条項、搭乗者傷害条項および車両条項」として「この約款」として読み替えます。
 - 【第24条（保険）第1項の規定中【別表Ⅰ第1項】とあるのは「この約款第17条（保険金の請求）」
- この保険契約に適用される対人賠償保険等が、被保険自動車以外の自動車を保険自動車とみなして適用される場合で、第1条（この約款の適用条件）の条件が満たされたときは、当該被保険自動車以外の自動車を保険自動車とみなして、この約款を適用します。

8 対物差額修理費用担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償保険の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（対物差額修理費用）

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合において、対物事故によって滅失、破損または汚損した他人の所有物が自動車（原動機付自転車を含みます。以下「相手自動車」といいます。）であり、かつ、当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ることを認めるときは、普通保険約款賠償責任条項第13条（費用一人対・対物賠償共通）の費用のほか、被保険者が負担する対物差額修理費用は、これを超過する部分のみとします。

第3条（被保険者）

- この特約において「被保険者」とは、普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者一人対・対物賠償共通）第1項に規定する被保険者をいいます。
- この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用されます。ただし、これによって、第5条（支払保険金の計算）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増えるものではありません。

第4条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- 対物事故
 - 普通保険約款賠償責任条項第2条（当会社の支払責任一人対物賠償）に規定する対物事故をいいます。
- 相手自動車の修理費
 - 損害が生じた地および時において、相手自動車事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に相手自動車の損傷を修理することによって生じた損害にかぎります。
- 相手自動車の価額
 - 損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
- 対物差額修理費用
 - 相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ることを認められる場合における相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
 - 相手自動車車両両保険等
- 相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、土石流、高潮その他の偶発な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害のうち、保険金または共済金を支払うものを含みます。

第5条（支払保険金の計算）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項第15条（支払保険金の計算一人対物賠償）の保険金が支払われる場合には、同条に定める保険金のほか、第2条（対物差額修理費用）の対物差額修理費用を支払います。ただし、1回の対物事故および対物差額修理費用が生じた相手自動車1台につき、次の（1）の額に（2）の額の（3）の額に対する割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

- 対物差額修理費用
- 相手自動車の価額
- 相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額

第6条（他の保険契約がある場合の取扱い）

- 相手自動車に生じた損害に対して相手自動車車両両保険等によって保険金が支払われる場合であって、次の（1）の額が（2）の額を超えるときは、当会社は、前項に定める保険の額からその超過額（以下この条において「超過額」といいます。）を差し引いて、対物差額修理費用保険金を支払います。この場合において、すでに超過額について対物差額修理費用保険金を支払ったときは、その返還を請求することができます。
 - 相手自動車車両両保険等によって支払われる保険金の額（相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる対物差額修理費用を除く）が、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者が負担する金額より超過する金額がある場合において、それにより保険金の額が増し加れるときは、その差を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
 - 相手自動車の価額
- この特約と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、次の各号の規定に従い支払保険金の額を決定します。

- (1) 他の保険契約等がある場合は、当社は、次の(ロ)の額の(イ)の額に対する割合を(ハ)の額に乗じて支払保険金の額を決定します。
- (イ) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額
- (ロ) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
- (ハ) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
- (2) 前号の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、次の(イ)、(ロ)のいずれかに定める額を支払保険金の額とします。
- (イ) この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
- (ロ) 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額が、他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額を超える額

第7条 保険金の請求

- ① 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款一般事項第20条(保険金の請求)第1項第1号に規定する判例が確定した時、または裁判上和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行わせることができるものとします。
- ② 第2条(対物賠償修理費用)の対物賠償修理費用の請求は、保険証券記載の被保険者を経由して行うものとします。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

9 人身傷害の被保険自動車搭乗中のみ担保特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されており、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約による支払責任)

当会社は、この特約において、普通保険約款人身傷害補償条項第1条(当会社の支払責任)第1項の規定にかかわらず、同条第2条(被保険者)に規定する被保険者(保険証券記載の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(隔壁等により通行できないよう仕切られている箇所を除きます)に搭乗中(極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。))である場合にかぎり、同条第1項および同条項に適用される他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、同条項および同条項に適用される他の特約の規定より、保険金を支払わない場合はこのかぎりではありません。

10 人身傷害の交通事故危険担保特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます)に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合で、かつ、保険証券がこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (この特約による支払責任)

- ① 当会社は、この特約において、次の各号のいずれかに該当する事故(以下この特約において、「交通事故」といいます)を普通保険約款人身傷害補償条項第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する人身傷害事故とみなして、この保険契約の条件に従い、同条項(被保険自動車について適用される他の特約を含みます。)の規定を適用します。
- (1) 被保険者が運行中の自動車(原動機付自転車を含みます。以下同様とします。)または交通乗用車に搭乗していない場合に発生し、運行中の交通乗用車(そこに積載されているものを含みます。)または交通乗用車(以下この項において「同様」といいます)との衝突・追突等の事故、または運行中の交通乗用車の接触・火災・爆発等の事故
- (2) 被保険者が運行中の自動車に搭乗している場合に発生し、急激かつ偶然な外来の事故。ただし、普通保険約款人身傷害補償条項第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する人身傷害事故に該当するものを除きます。
- (3) 被保険者が運行中の交通乗用車に搭乗している場合または乗客(入場客を含みます。)として改札口を有する交通乗用車の乗降場内(改札口の内側をいいます。)にいて発生した、急激かつ偶然な外来の事故
- (4) 被保険者が道路を進行している場合に発生した、次に掲げるいずれかの事故
- 建造物、工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの落下
 - 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - 火災または爆発
 - 建物または交通乗用車の火災
- ② 前項第2号に規定する事故については、普通保険約款人身傷害補償条項第7条(保険金を支払わない場合—その3)の規定は適用しません。
- ③ 第1項の交通事故によって被った傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒、白熱、熱射または精神的動乱による障害および被保険者が症状を訴えている場合でも、それを取り除けるに足りる医学的処見がない場合は含みません。

第3条 (被保険者)

- この特約において「被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。ただし、自動車または交通乗用車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。
- 普通保険約款賠償責任条項第3条(被保険者—対人・対物賠償共通)第1項第1号に規定する記名被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)
 - 記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下この条において、同様とします。)
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第4条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 交通乗用車

下表のいずれかに該当するものをいいます。

	交通乗用車
軌道上を走行する陸上の乗用具	<p>汽車、電車、気動車、モーターカー、ケーブルカー、ロープウェイ、いすゞ付リフト</p> <p>(注) ジェットコースター、メリーゴラウンド等遊園地等でもばら遊楽施設として使用されるもの、ロープウェイ、テーパーラフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p>
陸上を有しない陸上の乗用具	<p>自転車、トリアックス、人しかけ動物の力または他の車両より牽引される車、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー</p> <p>(注) 自動車、遊園地等でもばら遊園地に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊園地のりす、スケートボード等は除きます。</p>
空の乗用具	<p>航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行機、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイグロライト機、ウルトラライト機等)、ゼイロプレーン)</p> <p>(注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>
水上の乗用具	<p>船舶(ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。))およびボートを含みます。</p> <p>(注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p>
その他の乗用具	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>(注) 立体駐車場のリフト等もつばり客用品送込に設置された装置等は除きます。</p>

(2) 運行中 自動車または交通乗用車が通常の目的に従って使用されている間をいいます。

第5条 (死亡または事故の通知の特約)

- ① 当会社は、この特約により、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合には、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日を含めて30日以内(被保険者が交通事故に被保険者が発見されたときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日)に、被保険者が交通事故によって死亡したものと推定します。
- ② 前項の場合、当社に対する保険金請求権は、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からの日を含めて30日を経過した時から発生し、これを行わせることができるものとします。

- ③ 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつたときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)は、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からの日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生時の状況を書面をもって当会社に通知しなければなりません。
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第6条 (保険金を支払わない場合)

- ① 当会社は、普通保険約款人身傷害補償条項第5条(保険金を支払わない場合—その1)および第6条(保険金を支払わない場合—その2)の規定による場合他に、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者の脳死発症、病廃または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合に、保険金を支払います。
- ② 当会社は、前項の規定による場合、他、被保険者が次の各号に掲げるいずれかに該当する間に生じた事故によって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者が「被保険自動車以外の自動車または交通乗用車による競技、技芸(競技または技芸のうちの練習を含みます。))もしくは試験のために搭乗、または、競技、技芸もしくは試験を行うことを目的とした場合とする場所において搭乗(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。))している間
 - 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
 - 航空運送従事者が、路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません。))以外の航空機に搭乗者が搭乗することを職務とする被保険者が職務に就くことを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
 - 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
 - グライダー
 - 飛行機
 - 超軽量動力機
 - ゼイロプレーン

- ③ 当会社は、前2項の規定による場合、他、被保険者が職務として次の各号に掲げる作業のいずれかに従事中に当該作業に直接関係する事故によって被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が職務に就くことを職務とする被保険者が職務に就くことを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
- ④ 交通乗用車以外の荷物、貨物等(以下この号において「荷物」といいます。)の横ばひ作業、交通乗用車からの荷物等の積理し作業または交通乗用車上の荷物等の整理作業
- ⑤ 交通乗用車の修理、点検、整備、清掃の作業

第7条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 普通保険約款人身傷害補償条項第6条(保険金を支払わない場合—その2)第1項第2号および第3号中「自動車」を「自動車または交通乗用車」と読み替えます。
- (2) 普通保険約款第12条(保険金を請求する義務等)第1項第5号中「被保険自動車以外の自動車」を「被保険自動車以外の自動車または交通乗用車」、「その自動車」を「その自動車および交通乗用車」と読み替えます。
- (3) 普通保険約款一般事項第2条(保険責任のおよび地域)を「保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。))に「被保険者」、「日本国内(日本国外における日本船舶内を含みます。))」にある「日本国内(日本国外における日本船舶および日本航空機内を含みます。))」に読み替えます。
- (4) 普通保険約款一般事項第14条(事故発生時の義務)第10号中「人身傷害補償条項第1条(当会社の支払責任)」を「人身傷害の交通事故危険担保特約第2条(この特約による支払責任)」、「人身傷害事故」を「交通事故」と読み替えます。

11 人身傷害の入院時追加保険金特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合に適用されます。

第2条 (人身傷害入院時追加保険金)

- ① 当会社は、この特約において、人身傷害補償条項第2条(被保険者)に定める被保険者(以下「被保険者」といいます。)が、同条項および同条項に適用される他の特約の保険金支払の対象となる事故(以下「人身傷害事故」といいます。)に伴い、人身傷害事故の直接の損害として、入院したときは、同条項第11条(支払保険金の計算)第4号に規定する金額を、次に掲げる金額に引き増した金額を支払います。人身傷害入院時追加保険金として保険金請求権者(同条項第3条(用語の定義)第6号に定める保険金請求権者をいいます。以下同様とします。))に支払います。
- 1回の人身傷害事故により当会社が支払う人身傷害入院時追加保険金の額は、被保険者1名ごと次の額とします。
 - 20日以上入院したときは、25万円
 - 前号以外の場合で、10日以上入院したときは、15万円
 - 前号以外の場合で、3日以上入院したときは、5万円

第3条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、前条の人身傷害入院時追加保険金の額が増額されるものではありません。

第4条 (保険金の請求)

人身傷害入院時追加保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款人身傷害補償条項および一般条項の規定を準用します。

12 無保険車傷害危険担保特約

第1条 (この特約の適用条件)

- ① この特約は、保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)に対人賠償保険の適用があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場に保険金請求権者に適用されます。
- 普通保険約款人身傷害補償条項が適用されない場合
 - 普通保険約款人身傷害補償条項の適用があり、この特約により支払われるべき保険金の額および賠償保険等によって支払われる金額の合計額が、普通保険約款人身傷害補償条項により支払われるべき保険金の額(普通保険約款一般事項第18条第1項の規定が適用される場合には、同項に定める他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額とします。)を上回る場合
- ② 普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合、当会社は、当該被保険者については、普通保険約款人身傷害補償条項による保険金の額から自賠責保険等によって支払われる金額を差し引いた額について普通保険約款人身傷害補償条項による保険金を支払ったこととは管理し、その差額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。
- ③ 第2条(この特約による支払責任)
- ④ 当会社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されることの直接の結果として後遺障害が生じること(以下「無保険車事故」といいます。))によって被保険者またはその父母、配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。))もしくは子に被った損害(この損害の額は第10条に定める損害の額をいいます。以下同様とします。))に対して、賠償義務者がある場合にかぎり、この特約に従い、保険金を支払います。
- ⑤ 当会社は、1回の無保険車事故による前項の損害の額が、次の(1)および(2)の合計額または次の(1)および(3)の合計額のいずれか高い額を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- 自賠責保険等によって支払われる金額
 - 対人賠償義務者によって、賠償義務者が前項の損害について損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金または共済金の支払を受けるところができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
 - 他の自動車、無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額(他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれその保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。以下同様とします。)

第3条 (被保険者)

- この特約において「被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- 普通保険約款賠償責任条項第3条(被保険者—対人・対物賠償共通)第1項第1号に規定する記名被保険者(以下この条において、「記名被保険者」といいます。)
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - 前各号以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている箇所を除きます。))に搭乗中
- ② 前項の規定にかかわらず、自動車(原動機付自転車を含みます。以下同様とします。))に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

第4条 (用語の定義)

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- 後遺障害
身体の一部を失いましたその機能が重大な障害を永久に残した状態であって、次の(イ)または(ロ)に該当するものを除きます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
 - (イ) 普通保険約款別表Ⅰに掲げる後遺障害
 - (ロ) 普通保険約款別表Ⅱに掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当する認められたもの
- 賠償義務者
無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 自賠責保険者
自動車損害賠償保障法に基づき責任保険または任意共済をいいます。
- 自賠責保険請求者
自賠責保険者または自動車損害賠償保障法に基づき自動車損害賠償保障事業により支払われる金額とします。
- 対人賠償保険者
対人賠償者所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
- 他の無保険車無保険車傷害保険等
被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車とします。ただし、被保険者が所有する自動車(所有権留保条項付売買契約より購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。)および日本国外にある自動車とします。
- 保険金請求権者
無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。
 - (イ) 被保険者(被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。)
 - (ロ) 被保険者の父母、配偶者または子
- 対人賠償義務者の保険金額または共済金額
対人賠償義務者に定められた責任限度額をい、対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金または共済金額の合計額とします。ただし、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件(以下この号において、「年齢条件」といいます。)が定められており、年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、保険金または共済金の額を被る損害または共済金額とみなします。

第5条 (無保険自動車の定義)

- この特約において「無保険自動車」とは、相手自動車で、次の各号のいずれかの場合に該当すると認められる自動車とをいいます。
 - その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
 - その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができない場合
 - その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合
- 相手自動車とがでないと認められる場合は、その自動車も無保険自動車とみなします。
- 前2項の規定にかかわらず、相手自動車2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額(第1項第1号および第2号ならびに前項に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。))が、この保険証券記載の保険金額に達しないとき認められるときにかぎり、それぞれ相手自動車も無保険自動車とみなします。

第6条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。

第7条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 戦争、外国の武力行使、革命、政変等取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によつて、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 台風、こうもりまたは竜巻
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物質(原子力発電所発生廃棄物等)の放射性物質の特性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
- 前項に規定した放射線照射または放射能汚染
- 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

第8条 (保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意によって生じた損害
 - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シガー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または道路交通法第65条第1項に定める酒酔い運転もしくは酒気帯り運転の状態を犯している場合にかぎる損害
 - 被保険者が、自動車の使用において、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に生じた損害
 - 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第9条 (保険金を支払わない場合—その3)

- 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。ただし、これらの者に対し、賠償義務者がある場合は、保険金を支払います。
 - 被保険者の父母、配偶者または子
 - 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(家事を除きます。以下この項において、同様とします。)に従事している場合にのみかぎります。
 - 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合にのみかぎります。

- 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は、保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または前項第2号もしくは第3号に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときは、保険金を支払います。
- 無保険自動車が、対人賠償義務者によって適用され、対人賠償義務者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担するが、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができない場合(保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。)には、当会社は、保険金を支払いません。
- 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行等自動車を取り扱うことを業としている者(これらの者の使用人、およびこの者の者が法人である場合はその事業、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- 当会社は、被保険者が被保険自動車以外の自動車に競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において被保険自動車(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。)に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (損害額の決定)

- 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められた損害賠償責任の額によつて定めます。
- 前項の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないときにかかわらず、次の手続により決定します。
 - 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - 前号の協議が成立しない場合は、普通保険約款一般条項第19条(評個人および裁定人)に定める手続または当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解もしくは調停

第11条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(収入の喪失を含みます。)は、これを損害の一部とみなします。

- 普通保険約款一般条項第14条(事故発生時の義務)第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- 普通保険約款一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

第12条 (支払保険金の計算)

- 同一の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の(2)、(3)、(5)、(6)および(7)の合計額または次の(2)、(4)、(5)および(7)の合計額のうちいずれか高い額を、次の(1)の額から差し引いた額とします。ただし、次の(3)または(4)のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。
 - 第10条(損害額の決定)の規定により決定する損害額および前条(費用)の費用
 - 対人賠償保険等によって支払われる金額
 - 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条(この特約による支払責任)第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
 - 他の自動車無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
 - 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
 - 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- 第10条の規定により決定する損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険請求権者からすでに取得したものを除きます。その費用した額

第13条 (保険金請求権者の権利)

- 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条(この特約による支払責任)第1項の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をすることができ、その事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - 賠償義務者に対して書面で行った損害賠償請求の内容
 - 保険金請求権者が第2条第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済金の請求者以外の第三者からすでに取得した損害賠償の額または損害賠償額がある場合は、その額
- 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく前項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。

第14条 (保険請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものとします。

第15条 (重複契約の取扱い)

- 第2条(この特約による支払責任)と支払責任の発生要件を同じとする他の保険契約または共済契約(以下この条において、「他の無保険車傷害保険等」といいます。)がある場合は、当会社は、次の(2)の額の(1)の額に対する割合を(3)の額に準じて支払保険金の額を決定します。
 - その割合は、その他の保険契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額
 - 他の無保険車傷害保険等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - それぞれ他の保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうちもっとも高い額
- 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定める額を支払保険金の額とします。
 - 他の保険契約または共済契約よりも優先して保険金を支払う場合は、他の無保険車傷害保険等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - 他の無保険車傷害保険等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、他の無保険車傷害保険等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の無保険車傷害保険等によって支払われた保険金または共済金の額を超える額

第16条 (保険金の請求)

当会社がそのする保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行って行うことができます。

第17条 (普通保険約款一般条項の準用)

この特約の規定は、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款一般条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項の規定を次のとおり読み替えます。

- 第1条(保険契約の始期および終期)第2項の規定中「賠償責任事項、人身傷害補償条項、搭乗者傷害条項および二車両条項」とあるのは「この特約」
- 第17条(当会社の指定する医師による診断)第1項の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「この特約」
- 第20条(保険金の請求)第2項の規定中「前項」とあるのは「この特約」
- 第23条(代位)第1項の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」
- 第24条(競争)第1号の規定中「同条第1項」とあるのは「この特約第16条(保険金の請求)」

13 自損事故危険担保特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)に対人賠償保険が適用されている場合に適用されます。

第2条 (この特約による支払責任)

- 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する意欲かつ偶然な外来の事故により自動車に傷害(ガス中毒を含みます。)または同様にその身体を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づき損害賠償請求権が発生し、かつ、この特約に従い、人身傷害補償条項が適用されない場合または人身傷害補償条項に基づく保険金を支払われないときは、この特約に従い、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および同居保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。
 - 被保険自動車との衝突に起因する事故
 - 被保険自動車との運行中、飛来中もしくは落下中の物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車への積載乗車時または当該装置のある室内(隔壁等)より通行できないように仕切られていた積載物を除去し、被保険自動車に搭乗したときにかぎる損害
- 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第3条 (被保険者)

この特約において「被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- 被保険自動車の保有者(自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める保有者をいいます。)
- 被保険自動車の運転者(自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。)
- 前2号以外の者が、被保険自動車の運転中に積載物または当該装置のある室内(隔壁等)より通行できないように仕切られていた積載物を除去し、被保険自動車に搭乗したときにかぎる損害

前項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第4条 (用語の定義)

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- 正路の乗車装置
「道路運送車両の保安基準」に定める、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造の乗車装置をいいます。
- 後遺障害

身体の一部を失いましたその機能が重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第5条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意によって、その本人によって生じた傷害
 - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シガー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法第65条に定める酒酔い運転もしくは酒気帯り運転の状態を犯している場合にかぎる損害
 - その本人について生じた傷害
 - 被保険者が、自動車の使用において、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 - 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- 傷害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ③ 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微細に起因する創傷感染症（丹毒、淋菌感染症、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において善しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）以下にこの号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された原子核分裂生成物（放射性核種）の放射性特性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (4) 前項に規定しない放射線照射または放射能汚染
 - (5) 前各号の事由に伴って生じた事故またはこれらともなる秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、自動車修理業、駐車業、洗車業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用者、およびこれらの業者が法人である場合はその理事、取締役または役員を業務を執行するその他の機関を含みます。）が被保険自動車と契約して受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（死亡保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- ② 前項の被保険者の法定相続人が2名以上ある場合は、当会社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰに掲げる後遺障害が生じた場合は、この特約の別表の各等級に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- ② 普通保険約款別表Ⅰの各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体障害の程度に応じて、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- ③ 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、普通保険約款別表Ⅰにおいて重い後遺障害の該当する等級に対応するこの特約の別表の金額を後遺障害保険金として支払います。ただし、普通保険約款別表Ⅰの2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた次の各号に該当する場合（普通保険約款別表Ⅰの1に掲げる後遺障害を同時に該当した場合は除きます。）は、当会社は、次の額を後遺障害保険金として支払います。
- (1) 普通保険約款別表Ⅰの2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級以上の等級に該当するこの特約の別表の金額
 - (2) 前号以外の場合で、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級以上の等級に対応するこの特約の別表の金額
 - (3) 前2号以外の場合で、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級以上の等級に対応するこの特約の別表の金額。ただし、それを超える金額の合計額を上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
- ④ 次に記の障害のある被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額から減額した額を後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額を差し引いた金額を後遺障害保険金として支払います。

第9条（介護費用保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、この特約の別表の2の第1号もしくは第2号に掲げる金額の支払われるべき後遺障害または普通保険約款別表Ⅰの2の第3級（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする者と認められる場合は、200万円を介護費用保険金として被保険者に支払います。ただし、この特約の別表の1の第1級または第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害を同時に被った場合はこの限りではありません。
- ② 当会社は、前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

第10条（医療保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができなくなった日までの治療日数に対し、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。
- (1) 病院または診療所へ入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円。
 - (2) 病院または診療所に入院しない治療日数（病院または診療所に通院して医師の治療を受けた日数をいい、医師による治療日数を含みます。）に対しては、その治療日数1日につき4,000円。
- ② 前号の「治療日数」には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法律別表1第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づき医療の給付とされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付とされたものとみなされる処置を含みます。）があるときは、当該治療日数を含みます。
- ③ 第1項の医療保険金の額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。
- ④ 当会社は、車輻して医療保険金を支払いません。

第11条（支払保険金の割合）

- 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対して支払った後遺障害保険金があるときは、1,500万円からすでに支払った後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

第12条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったとみなし相当する金額を決定してこれを支払います。
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受取るべき者が治療をさせなかったために第2条（この特約による支払責任）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

第13条（当会社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条（死亡保険金）および第11条（支払保険金の割合）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- ② 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第8条（後遺障害保険金）および前項（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- ③ 当会社は、前項2に規定する死亡保険金および後遺障害保険金から、1回の事故につき、被保険者1名につき（介護費用保険金）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による介護費用保険金ならびに第10条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第14条（重複契約の取扱い）

- ① 第2条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において、「他の自損事故保険等」といいます。）がある場合は、当会社は、同条第1項の介護費用保険金と医療保険金とこれらの保険金以外の保険金（死亡保険金および後遺障害保険金を含みます。）とに区分して、それぞれ別々に次の（2）の額の（1）の額に相当する金額（（2）の額に累して支払保険金の額を決定します。
- (1) それぞれの保険契約または共済契約において、その保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額
 - (2) 他の自損事故保険等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - (3) それぞれの保険契約または共済契約について、その保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定める額を支払保険金の額とします。

- (1) この保険契約（他の自損事故保険等に優先して保険金を支払う場合は、他の自損事故保険等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- (2) 他の自損事故保険等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、他の自損事故保険等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の自損事故保険等によって支払われた保険金または共済金の額を超える額

第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとし、ます。

- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- (2) 後遺障害保険金については、被保険者が後遺障害が生じた時
- (3) 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生日からその日を含めて30日を経過した時以降とします。

- (4) 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になつた時または事故の発生日からその日を含めて160日を経過した時いずれか早い時

第16条（代位）

当会社が出が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条（普通保険約款—一般条項の統括等）

この特約の規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款一般条項の規定を準用します。この場合にあって、普通保険約款一般条項の規定の次となり読み替えます。

- (1) 第1条（保険責任の始期および終期）第2項の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、搭乗者傷害条項および車両条項」とあるのは「この特約」
- (2) 第17条（当会社の指定する医師による診断）第1項の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「この特約」
- (3) 第20条（保険金の請求）第2項の規定中「前項」とあるのは「この特約」
- (4) 第24条（後遺）第1号の規定中「同条第1項」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」

<別表> 後遺障害等等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

14 搭乗者傷害保険の顔面傷害倍額支払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約による支払責任）

- 当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第2条（被保険者）に定める被保険者（以下「被保険者」といいます。）が同条項第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、同条項第11条（医療保険金）の規定により医療保険金を支払う場合において、その傷害を被った部位またはその一部（以下「傷害部位」といいます。）が顔面、頭部または頸部であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、支払われる賠償保険金の額に倍額を付して被保険者に支払います。
- (1) 傷害部位の治療について観血手術（医師が高血圧を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などを施すことを行います。）を受けたとき
 - (2) 傷害部位の症状が熟傷または火傷のとき

15 自宅・車庫等修理費用担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険者にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約による支払責任）

- ① 当会社は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）が自宅・車庫等と衝突または接触したとき（以下「事故」といいます。）によって自宅・車庫等に損傷が生じた場合には、被保険者が第2項に定める自宅・車庫等修理費用を負担することによって被る損傷に対して、この特約の規定に従い、自宅・車庫等修理費用保険金を支払います。ただし、普通保険約款車両条項（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）の規定により保険金を支払うべき場合にかぎります。
- ② 第1項の「自宅・車庫等」とは、被保険者が負担した自宅・車庫等の修理費用（事故により損傷を受けた自宅・車庫等事故発生直前の状態に復旧するため必要な修理費用をいいます。この場合、自宅・車庫等の復旧に際して、当会社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費用が補修による修理費用を超えるものとときは、その部分品の修理費用は補修による修理費用とします。以下同様とします。）のうち、当社が事前に承認したものをいいます。
- ③ 当会社が自宅・車庫等修理費用保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額（損傷を受けた自宅・車庫等と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するために要する損害額をいいます。）を超えないものとします。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、被保険自動車以外の自動車に締結されている他の自動車保険（共済等を含みます。）により保険金が支払われた場合は、当会社は、自宅・車庫等修理費用保険金を支払いません。すでに保険金を支払っている場合は、被保険者に対して受け取った保険金の返還を求めることができます。

第3条（被保険者）

- この特約において「被保険者」とは、被保険自動車を運転中の者をいいます。
- (1) 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
 - (a) 被保険自動車を使用している正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を運転中の者
 - (b) 業務として被保険自動車を受託している自動車修理業、駐車業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの使用者、およびこれらの業者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

第4条（自宅・車庫等）

- ① この特約において「自宅・車庫等」とは、次の各号のいずれかに該当する者が所有、使用または管理する建物もしくは車庫をいいます。
- (1) 記名被保険者（普通保険約款賠償責任条項第3条第1項第1号に規定する記名被保険者をいいます。）
 - (2) 建物に所有権を有する者

- ② 第1項の建物とは次の各号の物を含むものとします。
- (1) 門、へいまたはほか
 - (2) 物置その他付属建物
 - (3) 建具その他の付属物
 - (4) 電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備で建物と一体となっているもの（当該建物内に収用されている動産は除きます。）

第5条（保険金を支払わない場合）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、自宅・車庫等修理費用保険金を支払いません。

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意
 - (a) 被保険者、または自宅・車庫等を所有、使用もしくは管理する者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - (b) 上記（1）に定める者の法定代理人
 - (c) 上記（1）に定める者の業務に従事する使用者
 - (d) 上記（1）に定める者の父、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であつた場合にかぎります。
 - (2) 自宅・車庫等の改築、増築、取壊し等の工事中に生じた事故
 - (3) 自宅・車庫等に生じた汚損、擦損、かび腐、塗料の剥落その他単なる外観上の損傷であつて、自宅・車庫等の機能に直接または間接に影響を及ぼさない、または、それらの事由によって生じた損害が、これら以外の損傷によって生じた損害と同様に発生したときは、自宅・車庫等修理費用保険金を支払います。
- ② 当会社は、被保険者が自宅・車庫等の修理費用の認定に関し、第三者との間に特約等を締結している場合は、その特約等によって加重された修理費用を負担することによって被る損害に対しては、自宅・車庫等修理費用保険金を支払いません。

第6条 支払保険金の計算

- ① 1回の事故(火災)につき、当会社の支払う自宅・車庫等修理費用保険金の額は、被保険者が実際に負担した自宅・車庫等の修理費用(当該事故発生直前の状態に復旧するために必要と修理費用(を)記載します。)の額とします。ただし、30万円を限度とします。
- ② 当会社が自宅・車庫等修理費用保険金を支払うべき事故は、保険証券記載の保険期間(以下この項において、「保険期間」といいます。)において1回を限度とします。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとに1回を限度とします。なお、1保険年度とは、初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度については、それぞれ保険期間の初日から1年間をいいます。

第7条 重複支払いの取扱い

- ① 第2条(この特約による支払責任)と支払責任の発生要件と同等する他の保険契約または共済契約(自動車保険(または自動車共済)にかかりません。以下この条において、「他の保険契約」といいます。))がある場合において、次の(1)の額が損害額を超えるときは、当会社は、次の(2)の額の(1)の額に対する割合を損害額に乘以て支払保険金の額を決定します。
 - (1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の合計額
 - (2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 第1項の損害額は、それぞれ保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定める額を支払保険金の額とします。
 - (1) この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - (2) 他保険契約等がないものとしてこの保険契約によって保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が、他の保険契約等(以下「他の保険契約」といいます。))によって支払われた保険金または共済金の額を超える額

第8条 保険金の請求

- ① 当社に対する自宅・車庫等修理費用保険金の請求権は、事故発生時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ② 被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般事項第20条(保険金の請求)第2項に定める書類または証拠のほか、次の書類および写真を当社に提出しなければなりません。
 - (1) 被保険者が実際に負担した自宅・車庫等修理費用の明細書
 - (2) 被保険自動車の修理箇所の写真
 - (3) 被保険者が第1項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

16 形成手術費用担保特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項または搭乗者傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (この特約による支払責任)

- ① 当会社は、被保険者が事故によって傷害を被り、普通保険約款人身傷害補償条項または搭乗者傷害条項(これらに付帯される他の特約を含みます。))により保険金が支払われるべき場合において、その原因となった傷害がなおった後の被保険者の身体に瘢痕が残り、被保険者が病状または診療所において、その瘢痕の治療を直接の目的とした手術(単なる皮膚瘻をのぞきます。以下「形成手術」といいます。))を受けた場合は、1回の形成手術につき、10万円を形成手術費用保険金として被保険者に支払います。ただし、1回の手術につき1回の形成手術を限度とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、瘢痕全体の部位が顔面部、頭部および頸部以外である場合で、かつ、直径が2cm未満の^{瘢痕}線状の瘢痕の場合は、長さが3cm未満の瘢痕とします。)である場合には、当会社は、形成手術費用保険金を支払いません。
- ③ この特約において「^{瘢痕}」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。
- ④ 第1項の形成手術費用保険金の支払は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に行われた形成手術にかぎりません。

第3条 (被保険者)

- ① この特約において「被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者を行います。
 - (1) 普通保険約款賠償責任条項第3条(被保険者-対人-対物賠償共通)第1項第1号に規定する記名被保険者(以下「記名被保険者」といいます。))
 - (2) 記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。))
 - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第4条 (個別適用)

この特約の規定は、前条に定めるそれぞれ被保険者ごとに個別に適用します。

第5条 (保険金の請求)

- ① 当社に対する支払保険金請求は、被保険者が形成手術を受けた日から発生し、これを行使することができるものとします。
- ② 被保険者が、形成手術費用保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生時の翌日から起算して60日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の各号の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。
 - (1) 保険金の請求書
 - (2) 形成手術の内容を証明する医師の診断書
 - (3) その他当会社が特に必要と認めざる書類または証拠
- ③ 被保険者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。

第6条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- ① この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- ② この特約が付帯された保険契約が、保険期間の中途において失効または解除となったときは、この特約も同時失効または解除するものとします。

第7条 (普通保険約款の読み替え)

- ① この特約については、普通保険約款一般事項の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - (1) 普通保険約款(「保険証券の概要」および「終結」第2項「損害または傷害」を「傷害」、「保険金(賠償責任条項、人身傷害補償条項、搭乗者傷害条項、および車両条項の保険金をいいます。以下同様とします。))を「この特約による保険金」
 - (2) 普通保険約款一般事項第21条(保険金の支払)中「前条第2項」とあるのは「形成手術費用担保特約第5条(保険金の請求)第2項」

第8条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

17 育英費用保険金担保特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項または搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (この特約による支払責任)

- ① 当会社は、扶養者が重大事故によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次の各号のいずれかに該当する状態(以下「扶養不能状態」といいます。))になった場合には、この特約に従い、育英費用保険金を支払います。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 普通保険約款別表 I の1もしくは普通保険約款 I の2の第1級、第2級または普通保険約款別表 I の2の第3級(ハ)もしくは(ニ)に該当する後遺障害が生じたとき
 - (3) 扶養者が傷害事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定します。
- ③ 第1項の規定において、同一事故により、2人以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、普通保険約款別表 I において重い後遺障害の該当する等級を適用します。ただし、普通保険約款別表 I の2に掲げる2種以上の後遺障害がそれぞれ次の各号に該当する場合(普通保険約款別表 I の1に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。))は、当会社は、次の各号の規定により適用する等級を決定します。
 - (1) 普通保険約款別表 I の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に相当する等級の3級以上の等級
 - (2) 前号以外の場合で、普通保険約款別表 I の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級以上の等級
 - (3) 前2号以外の場合で、普通保険約款別表 I の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級以上の等級
- ④ 第1項第2号において、すでに後遺障害のある扶養者が傷害を受けたことにより、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、加重された後の後遺障害に該当する等級を適用します。
- ⑤ 第1項の場合において、1事故に対して、普通保険約款人身傷害補償条項の規定による保険金および搭乗者傷害条項の規定による保険金のいずれもが支払われるときであっても、当会社は、重複しては育英費用保険金を支払いません。

の各号に該当する場合(普通保険約款別表 I の1に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。))は、当会社は、次の各号の規定により適用する等級を決定します。

- (1) 普通保険約款別表 I の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に相当する等級の3級以上の等級
 - (2) 前号以外の場合で、普通保険約款別表 I の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級以上の等級
 - (3) 前2号以外の場合で、普通保険約款別表 I の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級以上の等級
- ④ 第1項第2号において、すでに後遺障害のある扶養者が傷害を受けたことにより、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、加重された後の後遺障害に該当する等級を適用します。
- ⑤ 第1項の場合において、1事故に対して、普通保険約款人身傷害補償条項の規定による保険金および搭乗者傷害条項の規定による保険金のいずれもが支払われるときであっても、当会社は、重複しては育英費用保険金を支払いません。

第3条 (被保険者)

この特約において「被保険者」とは、傷害事故発生時点で、扶養者とその親権者となっている、満22歳以上の未婚の子を含みます。

第4条 (用語の定義)

- (1) 扶養者
普通保険約款賠償責任条項第3条(被保険者-対人-対物賠償共通)第1項第1号に規定する記名被保険者またはその配偶者(内縁を含みます。))のうち、被保険者を扶養しており、かつ、主として生計を維持している者をいいます。
- (2) 傷害事故
普通保険約款人身傷害補償条項または搭乗者傷害条項(保険証券記載の自動車について適用される他の特約を含みます。))の規定による保険金の支払の対象となる事故をいいます。
- (3) 後遺障害
身体の一部を失ったまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次の(イ)または(ロ)に該当するものをいいます。ただし、症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他所所見のないものを除きます。
 - (イ) 普通保険約款別表 I に掲げる後遺障害
 - (ロ) 普通保険約款別表 I に掲げる後遺障害に該当しない場合であっても、当社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められたとき
- (4) 支払対象期間
傷害事故が発生した日の翌日(以下「支払対象期間開始日」といいます。))から、被保険者が満22歳に達する日(以下「最初に到来する3月31日まで」の期間をいいます。ただし、被保険者が4月1日をもって満22歳に達する場合にはその前日までの期間)とします。
- (5) 在学期間
被保険者が学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学(短期大学を含み、大学院を除きます。))、特別支援学校および専修学校(一般課程を除きます。))をいいます。に在学している期間をいいます。

第5条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。

第6条 (育英費用保険金の支払額)

当会社は、扶養者が扶養不能状態となり、育英費用保険金を支払う場合には、支払対象期間中の在学期間について、1か月あたり5万円を被保険者に支払います。なお、保険金を支払う期間に1か月未満の末日数があるときは、5万円にその月の末日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた額とします。

第7条 (保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。))は、次のそれぞれの日からその日を含めて2日以内(普通保険約款一般事項第20条(保険金の請求)第2項および次項の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。))
 - (1) 支払対象期間開始日からの日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) 前号の日以降は、前号の日6か月ごとの当日
- ② 当社に提出する書類は、普通保険約款一般事項第20条(保険金の請求)第2項に定める書類のほか、次のとおりとします。
 - (1) 被保険者の在学期間を証明する書類
 - (2) 被保険者の印鑑証明書
 - (3) 被保険者の戸籍謄本
 - (4) 養育者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類

第8条 (準用規定)

- ① この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。
- ② この特約については、普通保険約款一般事項第23条(代位)第1項の規定は適用しません。

18 臨時代替自動車担保特約

第1条 (定義)

- ① この特約において「臨時代替自動車」とは、保険証券記載の自動車(以下この条において、「被保険自動車」といいます。))が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として被保険証券記載の自動車(以下「記名被保険者」といいます。))が臨時に借付して使用する自動車(以下「代位被保険者」といいます。))をいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。))、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子およびこれらの者の使用人にかぎります。所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車を含みます。この特約において「被保険自動車」とは、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない自動車(以下「代替自動車」といいます。))をいいます。
 - (1) 代位被保険者同一の用途および車種(普通保険約款別表 I に掲げる用途および車種をいいます。))の代替自動車
 - (2) 被代替自動車整備工場等の管理下に入った順にしたがって、記名被保険者の管理下に入った順
- ② 2台以上の被代替自動車の代替自動車としての当該臨時代替自動車は、次の各号の順によつて定めるものとします。
 - (1) 被代替自動車同一の用途および車種(普通保険約款別表 I に掲げる用途および車種をいいます。))の代替自動車
 - (2) 被代替自動車整備工場等の管理下に入った順にしたがって、記名被保険者の管理下に入った順

第2条 (この特約による支払責任-賠償責任)

- ① 当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(被代替自動車として適用される他の特約を含みます。))を適用します。ただし、この特約において被保険者は、記名被保険者として「臨時代替自動車」としてその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子およびこれらの者の使用人にかぎります。
- ② 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第1条(当会社の支払責任-対人賠償)第1項の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づき責任保険または責任保済(以下この項において、「自賠責保険」といいます。))によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条 (車両損害についての特則)

- ① 第1項の規定において、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第12条(保険金を支払わない場合-その3物賠償)の規定にかかわらず、被保険者が使用または管理する臨時代替自動車に生じた損害(以下「車両損害」といいます。))に関し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被損害者に対して、次の各号に掲げる(イ)以下(ロ)の支払責任および支払われるべき金額(車両損害)に付随して支払われる費用保険金等は、この項に含みません。すなわち、(イ)同様(ロ)に従い、保険金を支払います。
 - (1) この特約を適用する保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、車両条項および一般事項(被代替自動車について適用される他の特約を含みます。))を、臨時代替自動車被代替自動車とみなして適用した場合に、当社が負担する支払責任および支払べき保険金の額。ただし、被代替自動車の保険証券記載の賠償金条項に付随しては、その限りではありません。
 - (2) 臨時代替自動車について、普通保険約款車両条項第1条(当会社の支払責任)第1項と全部または一部について支払責任が同じである被保険者または共済契約(以下この条において「臨時代替自動車の車両保険」といいます。))が締結されている場合は、臨時代替自動車の車両条項の支払責任および支払うべき保険金または共済金の額
- ② 被保険者が前項の書類を請求する場合は、普通保険約款一般事項第20条(保険金の請求)第2項に定める書類または証拠のほか、臨時代替自動車の車両保険等の内容を把握するための書類または証拠を当社に提出しなければなりません。

第4条 (この特約による支払責任-人身傷害)

- ① 当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項(被代替自動車として適用される他の特約を含みます。))を適用します。
- ② 前項の規定により当会社が保険金を支払うべき傷害に対して、普通保険約款人身傷害補償条項により被代替自動車以外の自動車に搭乗中の傷害に対して保険金が支払われる場合は、当会社は、普通保険約款一般事項第18条(重複契約の取扱い)にかかわらず、この特約による保険金を支払いません。

第5条（この特約による支払責任一搭乗者傷害）

当社は、臨時代替自動車や被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款搭乗者傷害条項（被代替自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。

第6条（この特約による支払責任一自損傷害）

当社は、この保険契約に自損事故危険担保特約が適用されている場合には、臨時代替自動車や被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、自損事故危険担保特約（被代替自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。

第7条（この特約による支払責任一無保険車傷害）

① 当社は、この保険契約に無保険車傷害危険担保特約が適用されている場合には、臨時代替自動車や被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害危険担保特約（被代替自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。

② 前項の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき場合に対して、無保険車傷害危険担保特約により被保険自動車以外の自動車に搭乗中の傷害に対しては保険金が支払われる場合（以下、この場合の無保険車傷害危険担保特約を「当該無保険車傷害危険担保特約」といいます。）、当会社は、当該無保険車傷害危険担保特約第15条（重複契約の取扱い）にかかわらず、この特約による保険金を支払いません。

第8条（保険契約の始期および終期）

① 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車の記名被保険者の直接の管理下に入った時に取り始まり、その管理を離れた時は被代替自動車や整備工場等の管理を離れ、記名被保険者の直接の管理下に戻った時の心付けが早い時に終了します。

② 前項の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間（以下この項において、「保険期間」といいます。）の始期においてすでに記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終了します。

第9条（他車運転危険に関する特約）

この保険契約に適用されている他車運転危険を担保する特約により保険金が支払われる場合は、当会社は、この特約による保険金を支払いません。

第10条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款一般条項（被代替自動車について適用される他の特約を含みます。）を準用します。

19 他車運転危険担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者－対人、対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「被保険者」といいます。）が個人である場合に適用されます。

第2条（他の自動車の定義）

この特約における「他の自動車」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車以外の自動車とあって、その用途および車種が「自家用普通用自動車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超～2トン以下）または特種用途自動車（キャブトラック等）のいずれかになります。

- 記名被保険者、その配偶者（内縁を含みます。）以下同様とします。または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が所有する自動車（所有権留保登記先売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。）以下同様とします。または常時使用する自動車
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子（以下「当該未婚の子」といいます。）、が所有する自動車または常時使用する自動車を当該未婚の子が自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。）以下同様とします。）の場合は、その自動車

第3条（この特約による支払責任一賠償責任）

① 当会社は、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくははその配偶者の別居の未婚の子が、自ら運転者として運転中の他の自動車や保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族および記名被保険者もしくははその配偶者の別居の未婚の子にかぎります。

② 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条（当会社の支払責任一対賠償）第2項の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故および同条第1項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づき責任保険の範囲内で賠償責任を負うこと（以下「賠償責任」といいます。）によって支払われる金額がある場合は、責任の額が賠償責任によって支払われる金額を超過するにすぎない限り、その超過額に対しての賠償金を支払います。

第4条（車両損害についての特約）

① 前条第1項の場合において、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第12条（保険金を支払わない場合－その3対物賠償）の規定にかかわらず、被保険者が運転中の他の自動車（以下「他の運転自動車」といいます。）に生じた損害（以下「車両損害」といいます。）に關し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、次の各号に掲げるいすれかの支払責任および支払われるべき金額（車両損害に付随して支払われる費用賠償等はこの額に含まれません。）以下同様とします。に従い、賠償金を支払います。

- この特約を適用している普通保険約款車両条項が適用されている場合は、普通保険約款車両条項および一般条項（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を、他の運転自動車や被代替自動車とみなし適用した場合には、当会社が負担する支払責任および支払うべき保険金の額、ただし、被保険自動車の保険証券記載の保険金額の条件については、このおきでありはなりません。
- 他の運転自動車について、普通保険約款車両条項第1条（当会社の支払責任）第1項と全部または一部について支払責任が同じである保険契約または共済契約（以下この条において「他の運転自動車の車両保険等」といいます。）が締結されている場合は、他の運転自動車の車両保険等の支払責任および支払うべき保険金または共済金の額
- 被保険者が前条第2号の規定に基づき賠償金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第1項に定める書類または証拠のほか、他の運転自動車の車両保険等の内容を把握するための書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

第5条（この特約による支払責任一自損傷害）

当社は、この保険契約に自損事故危険担保特約が適用されている場合には、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくははその配偶者の別居の未婚の子が、自ら運転者として運転中の他の自動車や被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、自損事故危険担保特約（被代替自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正統の所有者または当該該車両の室内（機庫等）より運行できないように仕切られている場合を除きます。に搭乗中（運転や整備の危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の次の各号のいずれかに該当する者にかけます。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第6条（人身傷害補償条項が適用される場合）

この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用される場合であって、同条項に基づき保険金が支払われる場合、前条の規定は適用しません。

第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、一般条項および自損事故危険担保特約の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者の使用者の行為（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
- 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
- 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、運送、貨物、運送代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車者運送しているとき。
- 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ず、他の自動車を運転しているとき。
- 被保険者が、競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のための他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している（教習、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。）とき。

第8条（被代替自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款一般条項第5条（被保険自動車の譲渡）第2項の規定は適用しません。

20 通信販売に関する特約

第1条（保険契約の申込み）

① 当会社に対して、保険契約の申込みをしようとする者は、通信により保険契約の申込みをすることができるものとし

- 前項の「通信」とは、次の各号に掲げるいずれかの方法を含みます。
 - 当会社所定の保険契約申込み書（以下「通知申込み書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社へ送付すること
 - 電話、情報処理機器等の通信手段（次号のインターネット通信を除きます。）を媒介とし、当会社に対して保険契約申込みの意思を表示し（以下「契約意思の表示」といいます。）すること
 - インターネット通信を媒体として、当会社所定の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社へ送付すること
- 当会社が前項第1号により保険契約の申込みを受けたときは、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、保険料払込等通知書を被保険者に送付します。
- 当会社が第2項第2号により契約意思の表示を受けたときは、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、保険料払込等通知書と通知申込みの双方または保険料払込等通知書を被保険者引受へ送付します。
- 当会社が第2項第3号により保険契約の申込みを受けたときは、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、保険料払込等通知書を被保険者に送付し、またはインターネット上の保険契約申込画面と一連の画面により保険契約者に対して保険契約成立の表示および保険契約引受内容の表示をします。
- 第2項第2号より契約意思の表示を行って、第4項の通知申込み書を受けを受けた被保険者等は、所要の事項を記載し、保険料払込等通知書に定められた通知申込み書送付期間内、当会社へ返送するものとします。この場合、保険契約者はあらかじめ通知申込み書に定められた契約条件の変更を行うことはできません。被保険者が通知申込み書により契約条件の変更を行ったときは、当会社は、第2項第1号よりその通知申込みによる保険契約の申込みを受けたものと取り扱います。
- 前項の通知申込み書送付期間内、被保険者より所定の事項が記載された通知申込み書が返送されない場合には、当会社は、保険契約者が保険返戻の申込みを行った旨を申し出た事項にあてた書面による通知をもち、この保険契約を解除することができます。
- 前項の解除は、当会社が、保険契約の引受を行った時から将来に向かってその効力を生じます。

第2条（記載事項）

- 保険料払込等通知書には、次の事項を記載します。
 - 保険料、保険料払込方法
 - 保険料の払込期
 - 第1条（保険契約の申込み）第4項の通知申込み送付期間
 - 保険契約の引受内容
 - 前条第5項のインターネット上の保険契約申込画面と一連の画面による保険契約引受内容の表示には、次の事項を記載します。
- 保険契約の引受内容
- 保険料、保険料払込方法およびその払込期限（口座振替の場合には、振替予定日）

第3条（保険料の払込期）

- 申込みは、保険料払込等通知書に記載された当会社の定める契約時払込保険料または第1条（保険契約の申込み）第5項のインターネット上の保険契約申込画面と一連の画面による保険契約引受内容の表示（以下この条において「引受内容」といいます。）に表示された当会社の定める契約時払込保険料を、保険料払込等通知書に記載または引受内容表示に記載された保険期間の初日の前日までに保険料払込等通知書に記載または引受内容表示に表示された方法により払い込まなければなりません。ただし、この保険契約に適用される他の特約により保険料の払込期が変更定められている場合にはこのかぎりではありません。
- 前項の規定により契約時払込保険料が払い込まれなかった場合には、保険料払込等通知書に記載または引受内容表示に記載された保険期間の初日より遅くとも、当会社は、契約時払込保険料債権前日に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 第1項の規定により契約時払込保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約の申込みを行った際に出した住所に於てた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の解除は、保険期間の初日より将来に向かってその効力を生じます。

第4条（この特約による通知方法）

- 保険契約者または被保険者は、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号の更正の申出、同条項第4条（通知義務）第1項、同条項第5項、同条項第5条（被保険自動車の譲渡）、同条項第6条（被代替自動車の入替）第1項、同条項第7条（新償値の変更）第1項の通知、同条項第8条（告知）通知事項等の承認の場合）第3項もしくはは新車取得費用担保特約第5条（新償値の変更）第1項の通知、新車取得費用担保特約第9条（新償値額が適正でない場合）第2項第3号の更正の申出またはは被保険自動車の入替における自動担保特約第2条（入替自動車に対する自動担保）の承認の請求を行う場合は、各々の規定に定める書類または「アクション」等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。

2 保険契約者は、前項の通信による普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知）通知事項等の承認の場合）第3項の通知については、これを撤回することはできません。

3 当会社は、この保険契約に保険料払込等通知書を送付し、またはインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。

第5条（追加保険料の払込期）

- 保険契約者は、当会社が前条の通知等に基づき承認する場合に請求する追加保険料の全額を、前条の通知等に基づき保険契約引受内容変更の効力発生時に承認した効力発生時をいいます。以下同様とします。）の属する日から、その日を含めて30日（以下「追加保険料の払込期」といいます。）、以内に、当会社へ払い込まなければなりません。
- 前項の規定により追加保険料が当会社へ払い込まれた場合は、当会社は、前条の通知等に基づき保険契約引受内容変更の効力発生時に追加保険料を請求した（告知義務）第3項第3号の更正の申出、同条項第4条（通知義務）第1項、同条項第3項、同条項第5条（被代替自動車の譲渡）第1項、同条項第6条（被代替自動車の入替）第1項もしくはは新車取得費用担保特約第5条（新償値の変更）第1項の通知、新車取得費用担保特約第9条（新償値額が適正でない場合）第2項第3号の更正の申出またはは被代替自動車の入替における自動担保特約第2条（入替自動車に対する自動担保）の承認の請求に基づき保険契約引受内容変更の場合で、第1項の規定により追加保険料が払い込まれなかったときは、当会社は、追加保険料債権前日に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険自動車の入替における自動担保特約第2条（入替自動車に対する自動担保）の承認の請求があった場合、同時に1つ取得日の翌日から起算して30日以内の期間に限りは、この規定による損害または傷害に対する追加保険料の請求をいいます。
- 普通保険約款一般条項第3条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知）通知事項等の承認の場合）第3項の通知に基づき保険契約引受内容変更の場合で、第1項の規定により追加保険料が払い込まれなかったときは、当会社は、追加保険料債権前日に発生した事故による損害または傷害に対しては、通知がなかったものとして、普通保険約款（被代替自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、賠償金を支払います。
- 第1項の規定により追加保険料が払い込まれなかったときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所に於てた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の解除は、将来に向かってその効力を生じます。
- 当会社が前項第2号の規定に基づき損害または傷害に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険料または損害賠償額を支払うときは、保険契約者は、当会社の支払の前に、追加保険料を当会社へ払い込まなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯する特約の規定を準用します。この保険契約の締結に際して通知申込み書を使用しなかった場合で、普通保険約款およびこれに付帯する特約の規定を準用するときは、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定中（保険証券記載の記載事項）を「保険料払込等通知書記載事項またはインターネット上の保険契約申込画面と一連の画面による保険契約引受内容表示の事項」に読み替えるものとします。

21 運転免許取得者に対する「賠償損害」自動担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に家族運転者等の年齢条件に関する特約もしくは同居の子供追加担保特約（以下これらの特約を総称して、「年齢条件特約」といいます。）または運転者本人・配偶者限定特約が適用されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

- この特約において「被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者を含みます。
 - 普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者－対人、対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。）以下この項において、同様とします。）
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- この特約において「新規運転免許取得者」とは、前項に規定する被保険者であって保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）を運転することができると認められる普通自動車第1項に定める運転免許（以下「運転免許」といいます。）を新たに取得し、かつ、運転免許を新たに取得（失効および取消し後における再取得の場合を除きます。）以下同様とします。）した者を含みます。

第3条（新規運転免許取得者に対する自動担保）

当会社は、この特約により、被保険者が被保険自動車を運転することができると認められる新規運転免許を新たに取得した場合であって、被保険者の運転免許の年月日（交付された運転免許証に記載されている免許の年月日を含みます。以下「免許取得日」

とします。①の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により、新規運転免許取得者が被保険自動車を運転している間に生じた損害に対して保険金を支払うことができる各号に掲げる承認の請求を行い、当社がこれを受理したときにかぎり、免許取得日以降承認するまでの間は、新規運転免許取得者が運転している間に生じた事故による損害に対しては、この保険契約に適用されている年齢条件等および運転者本人・配偶者限定特約にかかわらず、普通保険約款賠償責任条項（被保険自動車について適用される他の特約のうち、被保険者が損害賠償責任を負担するもの）によつて被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を含みます。）を適用します。ただし、第2号の承認の請求については、この保険契約に運転者本人・配偶者限定特約が適用されている場合で、同特約の対象でない者が高新規運転免許取得者であるときにかぎり、

- 年齢条件等の特約の変更、削除または追加の承認の請求
- 運転者本人・配偶者限定特約の変更または削除の承認の請求

第4条（追加保険料の請求）

- 当社は、保険契約者が前条に規定する承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認するときは、免許取得日以降の期間に対し、当社が定めるところに従い、追加保険料を請求できます。
- 保険契約者が前項の追加保険料の支払を受けた場合は、当社は、追加保険料請求前日に生じた事故（免許取得日の翌日から起算して30日以内にもつた事故を除きます。）による損害に対しては、前条に規定する承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

22 被保険自動車の入替における自動担保特約

第1条（この特約の適用条件）

- この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）および入替自動車の用途および車種が、同一（普通保険約款別表Ⅲに掲げる用途および車種である場合をいいます。）である場合に適用されます。
- この特約において「入替自動車」とは、普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第1項に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した者、その代替として同項第1号（イ）から（エ）までのものでこれらに該当する者から新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）し、または1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車をいいます。
- この特約において「所有者」とは、次のイのいずれかに該当する者をいいます。
 - 被保険自動車または入替自動車に所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - 被保険自動車または入替自動車が1年以上を期間とする賃貸契約により賃借されている場合は、その借主
 - 前2号以外の場合は、被保険自動車または入替自動車を所有する者

第2条（入替自動車に対する自動担保）

- この特約により、次の各号の要件をすべて満たす場合には、普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第3項の規定にかかわらず、入替自動車の取得日当日に当社が被保険自動車の入替を承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、同条第1項に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または被保険料を支払いません。
 - 普通保険約款一般条項第6条第1項に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還されていること
 - 入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により、被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受理していること
 - 前項の「取得日」とは、普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第1項1号に定める者の直接の管理下に入った日であつて、保険契約者または入替自動車の所有者が、当自動車に対して売買契約等の客観的証拠を提出し、受当取得日であることを証明した場合の当該取得日とします。ただし、入替自動車の市場販売証書及び日誌の資料で当該取得日が確認できない場合は、入替自動車の市場販売価格に同項第1号に定める者の販売が記載された日とします。

第3条（車両危険特約）

被保険自動車に普通保険約款車両条項が適用されている場合、取得日以降の普通保険約款車両条項の適用については、前条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによります。

- 入替自動車については、普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第4項の規定は適用しません。
- 入替自動車については、入替自動車の取得日における入替自動車の価額（当該入替自動車と同一の用途および車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。）を協定保険価額および保険金額とみなして適用します。

第4条（解除）

- この特約は、第2条（入替自動車に対する自動担保）の被保険自動車の入替の承認の請求があつた場合、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の解除は、将来に向かつてのみその効力を生じます。
- 第1項に基づく当会社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を合せて30日以内に行使しなければ消滅します。

第5条（保険料の返還または追加保険料の請求）

- 当社は、第2条（入替自動車に対する自動担保）の場合には、入替自動車の取得日以降の期間に対し、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- 保険契約者が前項の追加保険料の支払を受けた場合は、当社は、追加保険料請求前日に生じた事故（取得日の翌日から起算して30日以内にもつた事故を除きます。）による損害または賠償については、保険金を支払いません。

23 継続契約の取扱いに関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約に規定する条件でこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（継続契約の定義）

この特約において「継続契約」とは、この保険契約と保険契約者、保険証券記載の被保険者および保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）を同一として当社と締結する保険契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第3条（継続契約に関する特約）

- この保険契約の継続契約に契約締結手続履歴（以下この条において、「継続履歴」といいます。）があつた場合であっても、次の各号に定める条件をすべて満たしているときにかぎり、この保険契約が満了する時のこの保険契約と同一の内容で継続契約が締結されたものと取り扱います。
 - この保険契約の保険期間が1年以上であること。ただし、この保険契約の保険期間が1年未満であっても、当社が別記に定めることにより、この保険契約および前契約と1保険契約とみなした場合の通算保険期間が1年以上となるときは、このかぎりではありません。
 - この保険契約の保険期間中に当社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
 - この保険契約が、この特約により当社と当社と締結された継続契約でないこと。
 - 被保険者が同一とする他の保険契約等がないこと。
 - 電話、面談等により、保険契約者に対して直接、継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により継続履歴となつていないこと。
 - この保険契約の保険期間中に、保険契約者または当社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかつたこと。
 - 保険契約者が、保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面または通信により継続契約の申込みを行うこと。
 - 特約に別記に定める場合を除いて、保険契約者が前項の申込みと同時に継続契約の保険料を当社に払い込むこと。

第4条（継続契約に適用される内容の特約）

- 前条の規定により適用された継続契約に適用される次の各号の契約内容については、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容とみなします。
 - この内容において普通保険約款車両条項の適用がある場合には、被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した被保険自動車の価額を積額とすると協定保険価額とみなし、これを基に保険金額を決定します。なお、特約の規定によつてこれと異なる基準によつて協定保険価額を算定することとしている場合はその異なる基準によつて算定します。
 - この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合に、当社が定めることにより、車両条項における保険証券記載の免責金額と継続契約に適用される場合における免責金額とを同一とする場合は、適用可能な最も低い免責金額（普通保険約款の免責金額に関する特約の適用が可能な場合は当該特約を適用します。）を継続契約の車両条項に適用するものとします。
 - この保険契約に適用されている特約のうち、特約の適用条件または当社が規定により特約の付帯できる条件が決定されている特約は、当社が定めることにより適用の可否を決定します。
 - 継続契約の取扱い、この保険契約の保険事故の有無等および継続契約の内容等により決定します。

② 当社が普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または料率等（以下この項において「制度・料率等」といいます。）を改定した場合には、継続契約に適用される制度・料率等は、継続契約の保険期間の初日における制度・料率等とします。

第5条（責任開始に関する特約）

第3条（継続契約に関する特約）によつて締結された継続契約については、当社は、保険期間の始まつた時に当該継続契約の保険料を領収するとおなします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

24 自動車相互間衝突危険「車両損害」担保特約（相手自動車確認条件付）

第1条（この特約による支払責任）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当会社の支払責任）第1項の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）と相手自動車との衝突または接触によつて被保険自動車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款車両条項および一般条項（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）と同様とします。）に従い、保険金を支払います。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車両番号をいいます。）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎり、

第2条（定義）

- この特約において「相手自動車」とは、その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含まず、以下この条において「所有者」といいます。）をいいます。
 - この特約において「所有者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - 自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
 - 前2号以外の場合は、自動車を所有する者

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および一般条項の規定による場合のほか、被保険自動車に盗難にあつた時が発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（費用）

被保険者は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第11条（費用）第1項の規定にかかわらず、同項第4号および第5号に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金の請求—交通事故証明書を提出すべき場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当該書類の提出しなければなりません。

- 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であつて、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- 被保険自動車の損傷部位の写真
- 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第6条（車両危険限定担保特約（A）が適用される場合の特約）

この保険契約に車両危険限定担保特約（A）が適用されている場合には、同特約による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、この特約を適用しません。

25 車両危険限定担保特約（A）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当会社の支払責任）第1項の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）に生じた次の各号のいずれかに該当する損害にかぎり、普通保険約款車両条項および一般条項（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。

- 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によつて被保険自動車に被爆した場合は損害
- 盗難によつて生じた損害
- 騒ぎもしくは暴力抗争にともなう暴力行為または破壊行為によつて生じた損害
- 台風、風、つ巻、こす水または高潮によつて生じた損害
- 落書きまたは怒ガラス破壊の損害（怒ガラス破壊の場合は、そのガラス代金とします。）
- 取崩または落下中の他物との衝突によつて生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- 前各号のほか、偶然な事故によつて生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によつて生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは脱落によつて生じた損害を除きます。

26 車両損害のいたずら担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に車両危険限定担保特約（A）が適用されている場合に適用されます。

第2条（この特約による支払責任）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当会社の支払責任）第1項および車両危険限定担保特約（A）の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）に生じた以下3号の損害に対してのみ、保険金を支払います。ただし、いたずらの損害には、被保険自動車の運行によつて生じた損害および被保険自動車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によつて生じた損害を含みません。

第3条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当社は、家族運転者等の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

27 車両保険の免責金額に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、車両保険契約における保険証券記載の免責金額が3万円または5万円であつて、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（車両免責金額の取扱い—免責金額が3万円または5万円の適用）

被保険自動車（以下「被保険自動車」といいます。）と相手自動車との衝突または接触によつて被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項第10条（支払保険金の計算）第1項第2号の規定により差し引かれるべき免責金額が3万円または5万円である場合は、当社は、この特約により、その免責金額を差し引きます。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車両番号をいいます。）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎり、

第3条（定義）

- この特約において「相手自動車」とは、その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含まず、以下この条において「所有者」といいます。）をいいます。
 - この特約において「所有者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - 自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
 - 前2号以外の場合は、自動車を所有する者

第4条（保険金の請求—交通事故証明書を提出すべき場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当該書類の提出しなければなりません。

- 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であつて、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- 被保険自動車の損傷部位の写真
- 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

28 車両保険の適用範囲に関する特約

保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）がタクシー、ふん原車等の場合には、当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険自動車に付属するボースは、被保険自動車に含めません。

① この特約において「被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
 - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - (5) 記名被保険者の使用者（請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下この特約において、同様とします。）ただし、記名被保険者が被保険自動車その使用者の業務に使用している場合にかぎります。
 - (6) 前各号以外の場合、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切りされた場所を除きます。以下この項において、同様とします。）に搭乗中の者
 - (7) 前各号以外の者で、第1号から第4号までに規定する者が自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます。）の被保険自動車以外の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者、ただし、第1号から第4号までに規定する者の使用者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために運転中の者、その使用者の所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。）に搭乗中の者を含みます。
 - (8) 前各号以外の場合、被保険自動車の所有者
 - (9) 前項第1号から第4号、第6号および第7号の規定にかかわらず、自動車で極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含まれません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としてしている者（これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が被保険自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含まれません。
- ④ 前項の被保険者が死亡した場合には、争訟費用を負担する、死亡した被保険者の法定相続人が被保険者の地位を継承することができます。

第4条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 法律相違
対象事故における損害賠償に関する争訟についての次の行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に当該資格者の行う相談の範囲内と判断することであることと当社が認められる行為を含みます。
 - (イ) 弁護士が行う法律相談
 - (ロ) 司法書士が行う 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談
 - (ハ) 行政書士が行う 行政書士法第1条の3第3号に規定する相談
- (2) 対人事故
被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
- (3) 対物事故
被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
- (4) 正規の乗車装置
「道路運輸車両の保安基準」に定める、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することをなく安全な乗車を確保できる構造の乗車装置をいいます。
- (5) 賠償義務者
対象事故により、被保険者が被損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、第7条（保険金を支払わない場合—その2）第3項を除き、それぞれ被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第9条（支払保険金の計算）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものはありません。

第6条（保険金を支払わない場合—その1）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武裝反乱その他これらに類似の事象または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。）
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 台風、この水または高潮
 - (4) 核燃料物質若しくは放射性物質を含みます。以下この項において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂物質）を含む。①の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する対象事故
 - (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (6) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらともなう秩序の混乱に基づいて生じた対象事故
- ② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合には、その特約によって加重された損害賠償責任に関する争訟費用を被保険者が負担することによって被損害については、保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合—その2）

- ① 当会社は、第2条（この特約による支払責任）第2項第1号の場合の争訟費用について、次の各号のいずれかに該当する対象事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の同意または法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた対象事故
 - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を保持しない自動車運転している場合、麻薬、大麻、あへん、賢せい剤、シニア等の影響により正常な運転ができない状態であったりそれらが原因で自動車運転している場合、または道路交通法第65条第1項に定める気象帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車運転している場合に発生した対象事故
 - (3) 被保険者が、自動車の使用にして、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した対象事故
 - (4) 被保険者の競争行為、自給行為または犯罪行為によって生じた対象事故
 - (5) 被保険者の父、母、配偶者または子、配偶者または子の運転による自動車によって発生した対象事故
 - (6) 被保険者が被保険自動車以外の自動車に搭乗、曲技（競馬または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（救助、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に発生した対象事故
- ② 当会社は、第2条（この特約による支払責任）第2項第1号の場合の争訟費用について、賠償義務者が次の各号のいずれかに該当する者である対象事故に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の父、配偶者または子
 - (2) 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合にかぎります。
 - (3) 被保険者の父、母の業務に自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合にかぎります。
- ③ 当会社は、第2条（この特約による支払責任）第2項第1号の場合の争訟費用について、対象事故にかかわる賠償義務者および損害賠償請求権者がともに被保険者である場合は、保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、第2条（この特約による支払責任）第2項第1号の場合の争訟費用について、被保険者が社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相違を行う場合は、それにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合—その3）

- ① 当会社は、第2条（この特約による支払責任）第2項第2号の場合の争訟費用について、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - (2) 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が争訟費用を負担することによって被損害にかぎります。
- ② 当会社は、第2条（この特約による支払責任）第2項第2号の場合の争訟費用について、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 記名被保険者
 - (2) 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - (3) 被保険者の父母、配偶者または子
 - (4) 被保険者の使用者に搭乗中の使用人
 - (5) 被保険者の業務上の業務に従事する他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に従事している場合にかぎります。

③ 前項第5号の規定にかかわらず、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用している場合に、同じ使用人の業務に従事する他の使用人の生命または身体を害することによって、記名被保険者が被損害に対しては、保険金を支払いません。

④ 前項の「所有者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - (2) 被保険自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
 - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

⑤ 当会社は、第2条（この特約による支払責任）第2項第2号の場合の争訟費用について、対物事故より次の各号のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 記名被保険者
- (2) 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (3) 被保険者の父、母、配偶者または子

第9条（支払保険金の計算）

当会社が支払うべき保険金の額は、1回の対象事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度とします。

第10条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、対象事故が発生した場合、または第2条（この特約による支払責任）第1項に該当する場合で、被保険者が争訟費用を支払うときは、次の各号に定める事項を、対象事故の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前—当会社に通知しなければなりません。
 - (1) 対象事故の発生日、場所および対象事故の状況
 - (2) 賠償義務者がある場合はその住所および氏名または名称
- (2) 保険料が支払われる被保険者が、前項の規定に反した場合は、または当会社に知っていた事実を告げずしくは不実のことを告げた場合は、当会社は、保険金を支払いません。ただし、被保険者が、過失がなく対象事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、前項の期間内に通知できなかった場合は、保険金を支払います。

第11条（通知契約の取扱い）

- (1) 第2条（この特約による支払責任）第1項と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車保険または自動車共済にかぎります。以下この条において、「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、次の(1)の額が損害額を超えるときは、当会社は、次の(2)の額の(1)の額に対する割合を損害額に乘じて支払保険金の額を決定します。
 - (1) 当社の支払うべき保険金の合計額
 - (2) 他、他の保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金の合計額
- (2) 他、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- (3) 前項の損害額は、それぞれその保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定める額の支払に同意とします。
 - (1) この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
 - (2) 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が、他の保険契約等によって支払われた保険金または共済金の額を超える額

第12条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が、当社が保険金を支払うべき争訟費用を支払った時から発生し、これを行って3か月経過するものとします。
- (2) 被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項に定める書類または証拠のほか、当社が保険金を支払うべき争訟費用の支出を証明する書類を当社に提出しなければなりません。

第13条（代位）

被保険者が他人に、当社が保険金を支払うべき争訟費用を請求することができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者の権利を書きない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

第14条（支払保険金の返還）

- (1) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った保険金の返還を求めることができます。
 - (1) 弁護士による委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を求めた場合
 - (2) 対象事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者から当該訴訟に関する争訟費用の支払を受けた場合で、次の(ロ)の額が(イ)の額を超える場合
 - (イ) 被保険者が当該訴訟にいて弁護士等に支払った費用の全額
 - (ロ) 判決で認められた争訟費用の額と当会社が第2条（この特約による支払責任）の規定によりすでに支払った保険金の合計額
- (2) 前項の規定により当社が返還を求める保険金の額は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 前項第1号の場合には返還された着手金の金額に相当する金額とします。ただし、第2条（この特約による支払責任）の規定により支払われた保険金または着手金に相当する金額を限度とします。
 - (2) 前項第2号の場合には超過額に相当する金額。ただし、第2条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第15条（普通保険約款一般条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項の規定中「賠償責任条項」から「車両条項」までを「この特約」と読み替えて適用します。

第16条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人、配偶者限定特約および家族運転者等の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

第17条（特約規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款一般条項およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

35 事故・故障損害等に関する付随費用担保特約

第1条（この特約が適用される条件）

この特約は、保険証券上この特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（被保険者）

- ① この特約において「被保険者」とは、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切りされた場所を除きます。）に搭乗中の者（一時的に被保険自動車から離れている場合であっても、車両事故または故障により自力走行不能の状態が生じた前後の状況から搭乗していたとみなされる者）を含み、被保険自動車の使用によって正当な権利を有する者の承諾を得て被保険自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者を含みます。をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。
- ② 前項に加え、排気・引取装置の被保険者には、被保険自動車の所有者を含めるものとします。この場合の「被保険自動車」とは、次の各号に定める者をいいます。
 - (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - (2) 被保険自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主
 - (3) 前2項の規定にかかわらず、被保険自動車を所有する者
- ③ 前2項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としてしている者（これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が被保険自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含まれません。

第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 車両事故
衝突、接触、陥落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害（以下「車両損害」といいます。）について、その車両損害の原因となった当該事故をいいます。
- (2) 故障
被保険自動車の生じた偶然な外来の事由に直接起因しない損傷をいいます。
- (3) 自力走行不能状態
被保険自動車が自力で走行できない状態（盗難により使用できない場合または法令により走行が禁じられている状態を含みます。）をいいます。
- (4) 付属品
被保険自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等）固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。また、装着（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。以下この項において、同様とします。）された他の物および法律、命令、規則、条例等（以下「法令等」といいます。）に従い、被保険自動車に備え付けられている物を含みます。ただし、次に規定するものを除きます。
 - (イ) 燃料、オイル、カーボンおよび洗車剤
 - (ロ) 洗車液および、自動車に定着または装着することを禁止されている物
 - (ハ) 通常裝飾品とみなされる物
 - (ニ) 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査記載記の用途が特種用途である自動車に定着または装着されている精密機械装置をいいます。）
- (5) 合理的な経路および方法

自力走行不能状態の発生の日時、場所、被保険者の数および被保険自動車の損傷物の状況により、原則として、最短で到着できる経路およびその経路において利用する方法（徒歩を含みます。）とします。

第4条（この特約による支払責任）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、被保険者が事故・故障付随費用（臨時宿泊費用、臨時滞宅費用、搬送・引取費用およびキャンセル費用）をします。以下同様とします。これらに該当する被保険者に対し、この特約に付随し、事故・故障付随費用保険金（臨時宿泊費用保険金、臨時滞宅費用保険金、搬送・引取費用保険金およびキャンセル費用保険金）を支払います。以下同様とします。

- ① 車両事故または故障により被保険自動車自力走行不能状態となること。ただし、キャンセル費用保険金の支払に当たっては、被保険者が第12条（キャンセル費用の範囲）第2項に定める特定のサービスを受ける費用をもって被保険者を使用中の車両事故または故障にかきません。
- ② 次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者のいずれかが身体に傷害（ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的な害も含みます）を被り、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解所見を有し（病状を含みます。）を被り、死亡または病状もしくは診療所に入院すること。

第5条（被保険自動車の運行に起因する事故）

(ロ) 被保険自動車の運行中、被保険者もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意
 - (イ) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - (ロ) 所有権保険条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（核分裂性物質を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から前号までの事由に隣接して生じた事故またはこれらによる秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する車両損害または故障により被保険者が事故・故障付随費用を負担したことによって生じた損害に対しては、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

- (1) 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、限りなく、およびその他自然の消耗
- (2) 被保険自動車から取りはがされ車上でない部分品または付属品に生じた車両損害または故障
- (3) 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものまたは車両損害または故障。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に車両損害を被った場合もしくは故障が生じた場合は、火災によって車両損害もしくは故障が生じた場合を除きます。

(4) タイプ（チューブを含みます。）に生じた車両損害または故障。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に車両損害を被った場合もしくは故障が生じた場合は火災もしくは盗難によって車両損害もしくは故障が生じた場合を除きます。

(5) 法令等により禁止されている改造を行なった部分品および付属品に生じた車両損害または故障

第7条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たない被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車運転している場合、または道路交通法第65条第1項に定める酒気帯り運転もしくはこれに相当する状態（被保険自動車運転し、かつ酒気帯り状態にあり、かつ酒気帯り状態は故障により発生した事故・故障付随費用に起因したことによって発生し、発症に対しては、事故・故障付随費用保険金を支払いません。）を被った場合、

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (2) 所有権保険条項付売買契約に基づく被保険自動車の借主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (3) 前2号に定める者の法定代理人
- (4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事中の使用者
- (5) 第1号および第2号に定める者の配偶者、配偶者または子

第8条（保険金を支払わない場合—その4）

① 当会社は、被保険自動車が日常保管されている車庫、駐車庫その他これに準じる場所において発生した故障により自力走行不能状態となった場合には、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

② 当会社は、被保険自動車について有効な自動車検査証の交付を受けていないに、故障により自力走行不能状態が発生した場合には、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

③ 当会社は、被保険自動車について、法令で定められた点検、検査またはその点検、検査の前後の自動車の整備において発生した故障に際しては、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

④ 当会社は、故障した被保険自動車の自力走行不能状態の原因が次の各号のいずれかに該当する場合には、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

- (1) 燃料の不量または消費
 - (2) 蓄電池の充電不足および放電
- ⑤ 当会社は、被保険自動車が発電、放電（競技または自力走行不能の状態を含みます。）、試験またはその他の被保険自動車に過大な負担をかける状態を生じた故障による自力走行不能状態に際しては、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

⑥ 当会社は、第3条（用語の定義）第4号の規定により被保険自動車の付属品に含まれないものみに生じた故障に起因する自力走行不能状態に關しては、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

⑦ 当会社は、故障が保険証券記載の保険期間内に発生しても、当該自力走行不能状態が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合は、事故・故障付随費用保険金を支払いません。

第9条（臨時宿泊費用の範囲）

第4条（この特約による支払責任）の「臨時宿泊費用」とは、被保険者が臨時に宿泊するを得なかったために、もよりホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。）に臨時に宿泊したとき、被保険者が負担した1泊分の客室利用（飲食費用を含みます。）をいいます。ただし、故障による被保険自動車の自力走行不能状態の場合は、当該自力走行不能状態の発生の日時、場所および当該故障の概要を直ちに当会社所定の連絡先に通知し、当会社の事前の確認を得た場合にかぎります。

第10条（臨時滞宅費用の範囲）

① 第4条（この特約による支払責任）の「臨時滞宅費用」とは、被保険者が、合理的な経路および方法により、自力走行不能状態発生から居住地まで帰宅するため、または当面の目的地へ移動するために負担した交通費（交通機関を利用することにより発生する費用で、自力走行不能状態発生の時から起算して24時間以内を利用されたものに限り）をいいます。ただし、故障による被保険自動車の自力走行不能状態の場合には、当該自力走行不能状態の発生の日時、場所および当該故障の概要を直ちに当会社所定の連絡先に通知し、当会社の事前の確認を得た場合にかぎります。

② 前項において、交通費とは、有償客運サービス（バス、タクシー、レンタカー）による、深夜、遠隔地等の理由により鉄道およびバスを利用すること困難な場合に、鉄道およびバス以外の交通機関を利用することとし、この場合は、当会社所定の連絡先に通知し、当会社の事前の確認を得なければなりません。

③ ハイパー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラスの利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額は、第1項の交通費には含まれないものとします。

④ タクシーおよびレンタカーを利用する場合は、被保険者の人数がタクシーまたはレンタカーの定員（タクシーの場合は、タクシーの運転手を除いた人数を定員とします。）を超える理由により当会社の事前の承認がある場合を除き、1台分の費用を超過した金額に含めるものとします。

第11条（搬送・引取費用の範囲）

第4条（この特約による支払責任）の「搬送・引取費用」とは、走行不能となった被保険自動車を、自力走行不能状態発生地より修理工場に修理を終えた後、合理的な経路および方法により、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）の居住地（保険証券記載の住所をいいます。）にもよる）の当会社の指定する場所まで搬送する等により運搬するために必要であった費用または被保険自動車を引き取るために必要であった費用をいいます。ただし、故障に

よる被保険自動車の自力走行不能状態の場合には、当該自力走行不能状態の発生の日時、場所および当該故障の概要を直ちに当会社所定の連絡先に通知し、当会社の事前の確認を得た場合にかぎります。

第12条（キャンセル費用の範囲）

① 第4条（この特約による支払責任）の「キャンセル費用」とは、特定のサービスの予約をした後、当該サービスの全部または一部を受けられなくなった場合に、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。

② 前項の「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次の各号のいずれかに該当するものにかぎります。

- (1) 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (3) 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- (4) 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- (5) 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の利用
- (6) 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行
- (7) 当会社が、前項に規定する特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合には、当該サービスのキャンセル費用に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 第4条（この特約による支払責任）第2号の場合においてこの特約の支払対象となるサービスは、被保険者の死亡または入院の開始日からの日を含めて31日以内の期間内に提供されないとします。
- ⑤ サービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として当会社が認める費用にかぎります。

第13条（事故・故障付随費用保険金の支払制限）

① 当会社は、次の各号の規定に従い、事故・故障付随費用保険金を支払います。

- (1) 臨時滞宅費用保険金
被保険者が負担した臨時滞宅費用の額を、臨時宿泊費用保険金として支払います。この場合、1回の事故につき、被保険者1名あたり1万5千円を限度とします。
- (2) 臨時滞宅費用保険金
被保険者が負担した臨時滞宅費用の額を、臨時滞宅費用保険金として支払います。この場合、1回の事故につき、被保険者1名あたり2万円を限度とします。ただし、タクシーまたはレンタカー利用の場合は1台あたり3万円を限度とします。
- (3) 搬送・引取費用保険金
被保険者が負担した搬送・引取費用の額を、搬送・引取費用保険金として支払います。この場合、1回の事故につき10万円を限度とします。
- (4) キャンセル費用保険金
被保険者が負担したキャンセル費用の額から、自己負担額（1,000円または当該キャンセル費用の20％に相当する額のうちいずれか高い額）をいいます。以下この額において同様とします。差引いた額を、キャンセル費用として支払います。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。
- ② 事故・故障付随費用のうち、第三者が負担すべき額で被保険者のためにその保険金のうち（以下この項において「回収金」といいます。）がある場合は、当会社は前項に定めるそれぞれの保険金の額から該当する回収金の額（キャンセル費用）を差し引いて、自己負担額を超過する回収金の額を差し引いて、保険金を支払います。

第14条（重複賠償の取扱い）

① 第4条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（自動車損害または自動車損害にかぎりません。以下この条において、「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、臨時宿泊費用保険金、臨時滞宅費用保険金、搬送・引取費用保険金およびキャンセル費用保険金それぞれにつき、次の(1)の額が損害額を越えるときは、当会社は、次の(2)の額(1)の額に対してその割合を損害額に乘じて支払保険金額を決定します。

- (1) それぞれの保険契約または共済契約のうち、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき額（保険金は共済金の額）を合計し、
 - (2) 保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金額、
- ② 前項の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、当会社の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、次の各号のいずれかに定める額を支払保険金の額とします。
 - (1) この保険契約よりも他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出したこの条の支払うべき保険金の額
 - (2) 他の保険契約等によつてこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われた場合は、損害額が、他の保険契約等よりも支払われた保険金または共済金の額を超える額

第15条（現物による支払）

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供、修理完了後の被保険自動車の搬送等、保険金の支払に同等のサービスの提供をもって、事故・故障付随費用保険金の支払に代えることができます。

第16条（運転者家族限定特約の不適用）

この特約の適用および、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人、配偶者限定特約、家族運転者等の年齢条件に関する特約および他車運転危険特約の規定は適用しません。

第17条（諸規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないが限り、普通保険約款一般条項およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

36 ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第2条（被保険者）

この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者—対人、対物賠償共通）第1項および人身傷害補償条項第2条（被保険者）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- (1) 普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者—対人、対物賠償共通）第1項第1号に規定する記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
- (2) 記名被保険者の配偶者（内線を含みます。以下この条において、同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の同居の子

第3条（この特約による支払責任—賠償責任）

① 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車（普通保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）とみなす。被保険自動車の保険契約の特約に従い、自動車を保有する被保険者（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を越えるときは、当該免責金額を5万円とみなします。

② 前項の原動機付自転車（被保険自動車の自転車）である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条（当会社の支払責任—対人賠償）第2項の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同乗者（この損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険法または責任共済（以下この項において、「自賠責共済」といいます。）の特約による支払われる金額）が超過する場合は、損害の額の自賠責共済額を超えて支払われる金額を超過するとし、かつ、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

③ 前項の「借用原動機付自転車」とは、前条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。

第4条（この特約による支払責任—人身傷害）

被保険者が、被保険自動車の運転中に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の原動機付自転車に搭乗して被保険自動車とみなす。被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項（被保険自動車に係る適用される他の特約を含みます。）を適用します。

第5条（保険金を支払わない場合—その1賠償責任—人身傷害共通）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および人身傷害補償条項もしくは同一一般条項の規定による場合のほか、被保険者が競技、曲技（競技または曲技の対面の練習を含みます。）もしくは試乗のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試乗を行うことを目的とする場所において原動機付自転車を搭乗中（激怒、急死、急病、消滅、補修、清掃等のため原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害または傷害に對して、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない場合—その2賠償責任）

当会社は、第3条（この特約による支払責任—賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車、被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において、同様とします。）のめぐに、被保険者の使用人（運転している間に生じた事故。ただし、その使用人（被保険者）

- ③ 保険契約者または被保険者が第1項の陳述に不正の表示をしたときもしくは知っている事実を告げないときまたは正当な理由なく前項の協力を拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第16条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難された保険の目的を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置）

盗難された保険の目的について、当会社が保険金を支払う前にその保険の目的が回収された場合は、その回収物について盗難の損害はなかったものとみなします。ただし、保険の目的にき損または汚損があるときは、損害が生じたものとみなします。

第18条（普通保険約款の準用）

- ① この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款一般条項を準用します。
② この場合には、普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）中「被保険自動車」を「保険の目的」と、第18条（重複契約の取扱い）および第20条（保険金の請求）中「車両条項」を「アウトドア動産一式担保特約」と、第23条（代位中「車両損害」を「動産一式損害」と読み替えるものとします。

39 保険証券の発行に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券の発行）

- ① 当会社は、この特約により、保険証券を発行しません。
② 保険契約者が、保険期間の途中で当会社に対して保険証券の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。

第3条（保険証券の記載事項に関する特則）

当会社は、この特約により、インターネットの当会社が定めるホームページ上の画面に、この保険契約の契約内容として記載した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第4条（保険金の請求に関する特則）

当会社は、この特約により、被保険者または保険金請求権者が、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金の支払いを請求する場合であっても、当会社に対する保険証券の提出を要しません。

■弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、SBI損害保険株式会社 お客様サービス部にてうけたまわります。



0800-8888-836

受付時間
平日 AM 9:00～PM 5:00
土日祝日および12/31～1/3を除きます。

※音声ガイダンスに従い、2をプッシュしてください。

SBI Insurance

SBI損害保険 株式会社

〒106-6018 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F

<http://www.sbisonpo.co.jp>

171-033(0912)
09-11-0004